

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 新旧対照条文 【平成二十四年四月一日施行分】

目次

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第一条関係）	1
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	62
社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）（第三条関係）	121
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）	122
予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）（第五条関係）	140
身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）（抄）（第六条関係）	141
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第七条関係）	144
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十一年政令第百三十五号）（抄）（第七条関係）	148
地方税法施行令（昭和二十五年政令第一百四十五号）（抄）（第八条関係）	152
国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第一百六十四号）（抄）（第九条関係）	158
地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抄）（第十条関係）	159
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百一十九号）（抄）（第十一条関係）	161
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十一号）（抄）（第十一条関係）	162
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）（第十一条関係）	163
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第一百八十三号）（抄）（第十一条関係）	164
証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第一百一十七号）（抄）（第十一条関係）	165
関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄）（第十二条関係）	166
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（抄）（第十三条関係）	167
駐車場法施行令（昭和三十一年政令第三百四十号）（抄）（第十四条関係）	168

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）（抄）（第十五条関係）

知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第二百二号）（抄）（第十六条関係）

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第十七条関係）

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）（抄）（第十八条関係）

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）（抄）

（第十九条関係）

公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第二十条関係）

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）（第二十一条関係）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四九年政令第二百一十八号）（抄）（第二十二条関係）

活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）（抄）（第二十三条関係）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）（抄）（第二十四条関係）

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第二十五条関係）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百一十四号）（抄）（第二十五条関係）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十一号）（抄）（第二十五条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）（第二十六条関係）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）（抄）（第二十七条関係）

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）（抄）（第二十八条関係）

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第二十九条関係）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）（第三十条関係）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）（第三十一条関係）

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第四十五号）（第三十二条関係）（抄）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令

（平成二十三年政令第二百二十一号）（抄）（第三十三条関係）

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する  
政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）（第三十四条関係）-----  
津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百一十六号）（抄）（第三十五条関係）-----  
厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）（第三十六条関係）-----  
地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（附則第七条関係）-----

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）新旧対照表

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案（平成二十四年四月一日）	現 行
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　自立支援給付	第二章　自立支援給付
第一節　通則（第二条・第三条）	第一節　通則（第二条・第三条）
第二節　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給	第二節　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第十七条・第十九条）	第三款　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第十七条・第十八条）
第四款　特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第二十条　第二十一条の二）	第四款　高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第十九条　第二十一条の五）
第五款　指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第二十二条　第二十六条の一）	第五款　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第二十二条　第二十六条の三）
第三節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給	第三節　地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第二十六条の三　第二十六条の八）
第一款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第二十六条の九　第二十六条の十六）	第一款　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第二十六条の九　第二十六条の十六）

第四節	自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第二十七条 第四十三条）	第三節	自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第二十七条 第四十三条）	
第五節	補装具費の支給（第四十三条の一・第四十三条の三）	第四節	補装具費の支給（第四十三条の一・第四十三条の三）	
第六節	高額障害福祉サービス等給付費の支給（第四十三条の四）	第四十三節	第四十三条の六（略）	
項	に係る障害者又は障害	第三章 障害者支援施設（第四十三条の七）	第三章 障害者支援施設（第四十三条の四）	

（自立支援医療の種類）  
 第一条 障害者自立支援法（以下「法」という。）第五条第二十三項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。  
 一～三 （略）

（自立支援医療の種類）  
 第一条 障害者自立支援法（以下「法」という。）第五条第十九項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。  
 一～三 （略）

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
第二十条第一項	（略）	（略）	第二十条第一項	（略）
第二十二条第四項	第二十条第一項の申請	支給決定障害者等	第二十二条第五項	交付し 返還し

第一二十二条第五項	児の保護者	
第一二十二条第八項	障害者又は障害児の保護者	支給決定障害者等

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第一十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第一二二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失つた支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第一号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活介護又は共同生活援助に係る支給

(支給決定を取り消す場合)

第十四条 法第二十五条第一項第四号の政令で定めるときは、支給決定障害者等（法第五条第十八項第一号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が法第二十条第一項又は第一十四条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(受給者証の再交付)

第十六条 市町村は、受給者証（法第一二二条第五項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失つた支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十一条第三項及び第四項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活介護又は共同生活援助に係る支給

決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第一号口及びハにおいて同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。）

） 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいづ。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第一百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

口 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六

決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいづ。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第一百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

口 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六

月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限り。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第一号、第三十五条第二号、第四十二条の四第一項第一号及び第四十三条の三第一号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない

月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限り。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十九条第一項及び第四十二条の一第一項並びに附則第十二条及び第十三条第二項を除き、以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない

地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等零

(削除)

(法第二十九条第一項第三号の政令で定めるとき)  
第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、  
支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支  
給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない  
理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス  
(次条第一号において「基準該当障害福祉サービス」といふ。)を  
受けたときとする。

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等零

2 |

法第二十九条第四項に規定する百分の九十に相当する額を超える百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る同条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の合計額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下「市町村特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

(法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき)

(法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるとき)  
第十八条 法第三十条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、  
支給決定障害者等が、法第二十条第一項の申請をした日から当該支  
給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない  
理由により法第三十条第一項第二号の基準該当障害福祉サービス  
(次条第一号において「基準該当障害福祉サービス」といふ。)を  
受けたときとする。

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイから二までに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれいから二までに定める額

イ	第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等	三万七千二百円
ロ	第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等	九千三百円
ハ	第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等	四千六百円
二	第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等	零

二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイから二までに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれいから二までに定める額

イ 口から二までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 支給決定障害者等であつて、次に掲げる者に該当するもの（二に掲げる者を除く。） 九千三百円

(1) 基準該当施設（法第三十条第一項第一号口に規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第四十一条の四第一項第二号において同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。

）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八

万円未満であるもの

(2) 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を

受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法の

規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

ハ

支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（口及び二に掲げる者を除く。） 四千六百円

二 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者については、その配偶者に限る。）が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めることにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期

日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第四款 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(高額障害福祉サービス費の対象となるサービス及び介護給付費等)

第十九条 法第三十三条第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第三十三条第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(次条において「居宅サービス等」と総称する。)とする。

2 法第三十三条第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第三十三条第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サー

ビス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費（次条において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等）

**第二十条** 高額障害福祉サービス費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第一号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。次号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百）を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（同項に規定する施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する施設給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第二十四条の一第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害児施設給付費の合計額に九十分の百（同法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された当該障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

支給決定障害者等が、次条第一号に掲げる者であるときは、前項第一号に掲げる額は零とする。

3 第十七条第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定す

る施設給付決定保護者をいつ。以下同じ。）である場合における当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と当該施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の一第一項に規定する負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該支給決定障害者等に対し高額障害福祉サービス費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- 一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号及び第三号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が施設給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按分率（施設給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号及び同項第三号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）
  - 二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には零とする。）に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額
- 41 前項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者については、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。）に係る第一項第一号及び第三号に掲

げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいつ。

5 | 高額障害福祉サービス費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額障害福祉サービス費算定基準額)

第二十一条 前条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第十七条第一項第一号から第二号までに掲げる者 三万七千二百円

二 第十七条第一項第四号に掲げる者 零

(特定障害者特別給付費の対象となる障害福祉サービス)

第二十条 (略)

(特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあっては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払つた場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

(特定障害者特別給付費の支給に関する読み替え)

第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、

(特定障害者特別給付費の支給に関する読み替え)

第二十一条の四 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、

次の表のとおりとする。

次の表のとおりとする。

第二十九条第七項	設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。 )	サービスの取扱いに関する部分に限る。 )
第二十九条第八項	(略)	(略)

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第二十一条の三 第二十一条の規定は、特例特定障害者特別給付費について準用する。この場合において、同条第三項中「に対し」とあらわれるのは、又は基準該当施設（法第三十条第一項第一号口に規定する基準該当施設をいう。）に対し」と、「食費等の基準費用額（法第三十四条第一項において準用する法第二十九条第五項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額）」とあるのは、「食費等の基準費用額」と読み替えるものとする。

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十二条 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第一項、第三十八条第二項（法第三十九条第一項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

第二十九条第八項	(特例特定障害者特別給付費の支給)	サービスの取扱いに関する部分に限る。 )
第二十九条第九項	(特例特定障害者特別給付費の支給)	サービスの取扱いに関する部分に限る。 )

第二十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第一項、第三十八条第二項（法第三十九条第一項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四

第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

(法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第一項、第三十八条第二項（法第三十九条第一項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四

十一条第四項において準用する場合を含む。) の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

二 一七八(略)

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請に関する読み替え

)

第二十四条 法第三十七条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第二項 項第十一号	(略)	(略)
第三十六条第三項 項第十二号	(略)	(略)
第三十六条第三項 項第九号	(略)	(略)

(指定障害者支援施設の指定の申請に関する読み替え)

第二十四条の一 法第三十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項 項第十三号まで	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	(略)
第三十六条第三項 項第十一号まで)	第一号から第六号まで 又は第八号から第十三号まで	(略)

(指定障害者支援施設の指定の申請に関する読み替え)

第二十四条の一 法第三十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項 項第十一号)	第十号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで)	(略)
第三十六条第三項 項第十一号)	第十号	(略)

第三十六条第三項第一号	(略)
第三十六条第三項第二号	(略)
第三十六条第三項第三号	(略)
第三十六条第三項第六号	(略)
第三十六条第三項第十号	(略)
第三十六条第三項第十一号	(略)
第三十六条第三項第十二号	(略)
第三十六条第三項第十三号	(略)
第三十六条第三項第十四号	(略)
第三十六条第三項第十五号	(略)
第三十六条第三項第十六号	(略)
第三十六条第三項第十七号	(略)
第三十六条第三項第十八号	(略)
第三十六条第三項第十九号	(略)
第三十六条第三項第二十号	(略)
第三十六条第三項第二十一号	(略)
第三十六条第三項第二十二号	(略)
第三十六条第三項第二十三号	(略)
第三十六条第三項第二十四号	(略)
第三十六条第三項第二十五号	(略)
第三十六条第三項第二十六号	(略)
第三十六条第三項第二十七号	(略)
第三十六条第三項第二十八号	(略)
第三十六条第三項第二十九号	(略)
第三十六条第三項第三十号	(略)
第三十六条第三項第三十一号	(略)
第三十六条第三項第三十二号	(略)
第三十六条第三項第三十三号	(略)
第三十六条第三項第三十四号	(略)
第三十六条第三項第三十五号	(略)
第三十六条第三項第三十六号	(略)
第三十六条第三項第三十七号	(略)
第三十六条第三項第三十八号	(略)
第三十六条第三項第三十九号	(略)
第三十六条第三項第四十号	(略)
第三十六条第三項第四十一号	(略)
第三十六条第三項第四十二号	(略)
第三十六条第三項第四十三号	(略)
第三十六条第三項第四十四号	(略)
第三十六条第三項第四十五号	(略)
第三十六条第三項第四十六号	(略)
第三十六条第三項第四十七号	(略)
第三十六条第三項第四十八号	(略)
第三十六条第三項第四十九号	(略)
第三十六条第三項第五十号	(略)
第三十六条第三項第五十一号	(略)
第三十六条第三項第五十二号	(略)
第三十六条第三項第五十三号	(略)
第三十六条第三項第五十四号	(略)
第三十六条第三項第五十五号	(略)
第三十六条第三項第五十六号	(略)
第三十六条第三項第五十七号	(略)
第三十六条第三項第五十八号	(略)
第三十六条第三項第五十九号	(略)
第三十六条第三項六十号	(略)
第三十六条第三項六十ー号	(略)
第三十六条第三項六十ニ号	(略)
第三十六条第三項六十ニ号から前号まで	サービス事業所
第三十六条第三項六十ニ号及び前号	障害者支援施設

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え)

第二十四条の四 法第三十九条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える字句	読み替える字句
--------------	---------

(指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え)

第二十四条の四 法第三十九条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

替える規定	第三十八条第二項	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三項	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条规定の申請にあつては、第一号から第十一号まで	第十号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第一号から第十一号まで)	第十号
する第三十六条	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三項において準用する第三十六条	第三項第一号	第三十八条第三項において準用する第三十六条	(略)	(略)	(略)
する第三十六条	第三十九号	第三十六条	第三十八条规定の申請	第三十八条第三項において準用する第三十六条	(略)	(略)	(略)

項において準用する第三十六条 第三項第十号	当該届出に係る に係る	当該辞退若しくは届出 に係る
第三十八条第二項において準用する第三十六条 第三項第十一号	当該事業の廃止 業の廃止	当該指定の辞退又は事 業の廃止
指定の申請 指定の変更の申請	当該届出の 当該辞退又は届出の	指定の変更の申請

(削除)

(指定相談支援事業者の指定の申請に関する読み替え)  
第十四条の五 法第四十条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十六条第一項		
障害福祉サービス事業を行ふ者	障害福祉サービス事業	相談支援事業を行う者
障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービ		
ス事業を行う事業所(以下この款において「サービス事業所」とい		
う。)	う。(以下この款において同じ。)	う。(以下この条におい
就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(以		
前項		
第三十六条第一項		



(削除)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の更新に関する読み替え)

第二十五条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一 項	(略)	(略)
第三十六条第二 項	(略)	(略)
第三十六条第三 項	(略)	(略)

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一 項	(略)	(略)
第三十六条第二 項	(略)	(略)
第三十六条第三 項	(略)	(略)

次の各号(療養介護に  
する第三十六条

係る指定の申請にあつ

又は第八号から第十三

第一号から第六号まで

第三十八条第三

項において準用

する第三十六条

(指定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十四条の六 法第四十条(法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、相談支援事業所(法第四十五条第一項に規定する相談支援事業所をいう。)を管理する者とする。

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新に関する読み替え)

第二十五条 指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一 項	(略)	(略)
第三十六条第二 項	(略)	(略)

2 指定障害者支援施設の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第一 項	(略)	(略)
第三十六条第二 項	(略)	(略)

次の各号(療養介護に  
する第三十六条

係る指定の申請にあつ

又は第八号から第十三

第一号から第六号まで

第三十八条第三

項において準用

する第三十六条

第十号(療養介護に係  
る指定の申請にあつて

第十号

第三項									
ては、第七号を除く。 号まで									
第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)
第三項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三項第十号	当該届出の業の廃止	当該事業の廃止	当該辞退又は事務の廃止	当該届出に係るに係る	当該届出	当該届出に係るに係る	当該届出	当該届出に係るに係る	当該届出
第三項第六号	第三十九号	第三十八条第三項において準用する第三十六条							

第三項									
は、第一号から第十一 号まで									
第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)	第三十八条第三項において準用する第三十六条	第三十八条第二項(略)
第三項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第三項第十号	第四十六条第二項	第三十八条第三項において準用する第三十六条							
第三十九号	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出	当該届出
第三十八条第二項(略)	第五号から第七号まで	第四号から前号まで	第五号から第七号まで						
第三十八条第三項において準用する第三十六条	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号	及び前号

第三十八条第三項において準用する第三十六条

指定の申請

指定の更新の申請

(削除)

第三項第十一号

3

指定相談支援事業者の指定の更新に関する法第四十一条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条において準用する第二項	障害福祉サービス事業を行なう者	相談支援事業所（第四十五条第一項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。）
第十四条において準用する第三項	障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行なう事業所（以下この款において「サービス事業所」といいう。）	相談支援事業所（第四十五条第一項に規定する相談支援事業所をいう。以下この条において同じ。）
第十四条において準用する第三項	就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項	前項
第十号（療養介護に係る指定の申請にあつて準用する第三項）	当該特定障害福祉サービス	相談支援

第十六条第三項	は、第一号から第十一号まで)	第十四条において準用する第三項	第十五条において準用する第三項	第十六条第三項第一項	第十六条第三項第二項	第十六条第三項第三項	第十六条第三項第四項	第十六条第三項第五項	第十六条第三項第六項	第十六条第三項第七項	第十六条第三項第八項	第十六条第三項第九項	第十六条第三項第十項	第十六条第三項第十一項
指定障害福祉サービス事業所	特定障害福祉サービス	サービス事業所	特定障害福祉サービス	障害福祉サービス	障害福祉サービス	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業所	障害福祉サービス事業所
指定相談支援事業所	相談支援	相談支援事業所	相談支援	相談支援	相談支援	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読み替え)

第二十五条の一 法第四十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者であつた者等の事業	指定障害者支援施設等の設置者であつた者等の運営
第四十八条第二項	(略)	(略)

(削除)

(指定障害者支援施設等の報告等に関する読み替え)

第二十五条の一 法第四十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等の設置者
第四十八条第二項	(略)	(略)

(指定相談支援事業者の報告等に関する読み替え)

第二十五条の三 法第四十八条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	サービス事業所	相談支援事業所
第四十八条第二項	前項	第四項において準用する前項

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

(法第五十条第一項第九号の政令で定める法律)

第二十六条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇十（略）

2（略）

（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）

第二十六条の二 法第五十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項	（略）	（略）
第一号	第三十六条第三項第四号、第五号、第十一号 又は第十三号	第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第四号、第五号、第十一号又は第十号
第二号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第三号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第四号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第五号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第六号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第七号	（略）	（略）

一〇十（略）

2（略）

（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）

第二十六条の二 法第五十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項	（略）	（略）
第一号	第三十六条第三項第四号、第五号、第十一号又は第十一号	第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第五号又は第十号
第二号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第三号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第四号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第五号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第六号	（略）	（略）
第五十条第一項	（略）	（略）
第七号	（略）	（略）

第五十条第一項 第八号から第十 二号まで	(略) 事業者	指定障害福祉サービス	指定障害者支援施設の 設置者	(略)
第五十条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)

(削除)

第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第一項
第六号	第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項
第四十八条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第一項	第五十七条第一項	第五十八条第一項	第五十九条第一項	第六十条第一項
第五号	第四十八条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第一項	第五十七条第一項	第五十八条第一項	第六十条第一項
第六号	第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項
第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項	第五十六条第一項
第六号	第五十条第一項	第五十一条第一項	第五十二条第一項	第五十三条第一項	第五十四条第一項	第五十五条第一項

第一款	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給	(地域相談支援給付決定に関する読み替え)	第二十六条の三 法第五十一条の五第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	法の規定中読み替える規定
及び第五項	第十九条第一項	障害者又は障害児の保護者	障害者	読み替えられる字句
第十九条第四項	障害者等	障害者	読み替える字句	

(新設)

第五十条第一項	第七号	第五十条第一項
第五十条第一項	第四十八条第一項	サービス事業所
第五十条第一項	第二十九条第一項	相談支援事業所
第五十条第一項	第三十二条第一項	項

(地域相談支援給付決定の申請に関する読み替え)

(新設)

第二十六条の四 法第五十一条の六第一項の規定による技術的読み替え  
は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	前項	第五十一条の六第一項
第二十条第六項	次条第一項及び第二十 二条第一項の規定によ り障害程度区分の認定 及び同項に規定する支 給要否決定	第五十一条の七第一項 に規定する給付要否決 定
第二十九条第一項	障害者等又は障害児の 保護者	障害者
第二十九条第四項 及び第五項	障害者等 護者	障害者
第二十条第一項	障害者又は障害児の保 護者	障害者
第五十一条の九第一項	障害者	障害者

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読み替え)

(新設)

第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読み替え  
は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第一項	障害者等 護者	障害者
第二十九条第四項 及び第五項	障害者等 護者	障害者
第二十条第一項	障害者	障害者
第五十一条の九第一項	障害者	障害者

第八項	第五十一条の七	第五十一条の七	第五十一項	第二十条第六項	第三項	第一項	第二十一項	第一項
第五項	第五十一項	第五十一項の七	第五十一項の七	第二十条第六項	第三項	第一項	第二十一項	第一項
第八項	第五十一條の七	第五十一條の七	第五十一項	第二十条第六項	第三項	第一項	第二十一項	第一項
交付し	障害者	障害者等又は障害児の 保護者	障害者等又は障害児の 保護者	障害者等又は障害児の 保護者	障害者	障害者	当該決定	ときは、次条第一項及び 第二十一項第一項の規定 により障害程度区分の認定 及び同項に規定する支給要否 決定を行ったため
返還し	障害者	地域相談支援給付決定	障害者	障害者	障害者	当該申請	当該申請	ときは、必要があると認める ときには、地域相談支援給付 決定の変更の決定のため

### (地域相談支援給付決定を取り消す場合)

**第二十六条の六** 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十一項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の八において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関する虚偽の申請をしたときとする。

(申請内容の変更の届出)

(新設)

決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該地域相談支援給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定）（法第五十五条の三において同じ。）を行つた市町村に当該事項を届け出なければならない。

（地域相談支援受給者証の再交付）

第二十六条の八 市町村は、地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失つた地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

（指定一般相談支援事業者の指定に関する読み替え）

第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読み替え、次の表のとおりとする。

項	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第二項	第一項の申請	第五十一条の十九第一項の申請	

（新設）

当該指定障害福祉サー ビス事業者	第三十六条第二 項第六号	第三十六条第三 項第三号	第三十六条第三 項第三号	第四十三条第一項の都 道府県の条例	第五十一条の二十三第 一項の厚生労働省令	第五十五条の二十三第 一項の厚生労働省令	第五十一条の十九第一 項に規定する一般相談 支援事業所をいう。以 下この項において同じ 。)	一般相談支援事業所( 第五十一条の十九第一 項に規定する一般相談 支援事業所をいう。以 下この項において同じ 。)	第三十六条第二 項第一号
事業者	当該指定一般相談支 援	事業者の サービス事業所 指定障害福祉サー ビス	障害福祉サー ビス事業	の事業の設備及び運営 に関する基準	指定障害福祉サー ビス	定める指定地域相談支 援の事業の運営に関す る基準	第一項に規定する指定 一般相談支援事業者を いう。以下この項にお いて同じ。)の	、第一号から第三号まで 、第五号から第九号ま で、第十一号又は第十 二号	次の各号(療養介護に 係る指定の申請にあつ ては、第七号を除く。

第三十六条第二項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定一般相談支援事業者
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第二項第十二号	第四号から第六号まで 又は第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号
第三十六条第二項第十一号		

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第二項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)及び第五十一条の二十二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第三十六条第二項第五号の政令で定める法律は、次とのおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 社会福祉法
- 五 老人福祉法
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法
- 七 介護保険法
- 八 精神保健福祉士法

(指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人)

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一

(新設)

一 第二項において準用する場合を含む。) において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所(法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。)第二十六条の十六第一項において同じ。) を管理する者とする。

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読み替え)

第二十六条の十二 法第五十一条の一二十第一項の規定による技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項 第三十六条第三項 第三十六条第三項	都道府県知事は 第一項の申請 次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)	市町村長は 第五十一号から第十一号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十号
第三十六条第三項第一号	サービス事業所	特定相談支援事業所(第五十一条の一二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。)
第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令
第三十六条第三項第三号	道府県の条例	道府県の条例
第四十三条第一項の都道府県の条例で定める二項の厚生労働省令で	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令	第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令

(新設)

第三十六条第二項第六号	第三十六条第二項第六号	第三十六条第二項第七号							
障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者							
特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所	特定相談支援事業所
定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準	定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準
（指定特定相談支援事業者）に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）	（第二十六条の十三 法第五十一条の一十一第一項（法第五十一条の二十一第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第三	で	障害福祉サービス	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	指定特定相談支援事業者	当該指定特定相談支援事業者	業者（第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の
第三十六条第三項第十一号	第三十六条第三項第十一号	第三十六条第三項第九号	第三十六条第三項第九号	第三十六条第三項第十二号	第三十六条第三項第十二号	第三十六条第三項第十一号	第三十六条第三項第十一号	第三十六条第三項第九号	第三十六条第三項第九号
第四号から第六号まで	第四号から第六号まで	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号	又は第八号から前号まで	又は第八号から前号まで	又は第八号から前号まで	又は第八号から前号まで	又は第八号から前号まで	又は第八号から前号まで

（新設）

十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）を管理する者とする。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読み替え）

第二十六条の十四 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四十一条第二項	前項	第五十一条の二十一第一項
第五十一条の十九第二項において準用する第二十六条第三項	第一項の申請	第五十一条の二十一第一項
サービス事業所	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除ぐ。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号
第五十一条の十九第二項において準用する第二十六条第三項第二号	一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）	

（新設）



2

第五十一條の十一号第二項において準用する第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五十一條の十一号、第六号、第八号、第九号又は前号
第五十一條の二十一項において準用する第三項第十六条第三項第二号	第五十一條の二十一項第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。)の指定の更新に関する法第五十一條の二十一第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号
サービス事業所	読み替えられる字句	読み替える字句
特定相談支援事業所(第五十一條の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。)	都道府県知事は 第一項の申請 請 第一号から第三号まで 、第五号から第九号まで で、第十一号又は第十 二号	市町村長は 第五十一條の二十一第一項 第一項の指定の更新の申 請 第五十一條の二十一第一項 第一項の申請 請 第一号から第三号まで 、第五号から第九号まで で、第十一号又は第十 二号
第五十一條の二十一項において準用する第三項第十六条第三項第二号	次の各号(療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)	前項

九号	十六条第三項第三 て準用する第三 十第二項におい て準用する第三 第五十一条の二 七号	都道府県知事	都道府県知事又は市町 村長	第六十五条の二 第十六条第三項第 六号	第五十一条の二 第十六条第三項第 七号	都道府県知事 事業者	指定障害福祉サービス 事業者	当該指定障害福祉サー ビス事業者	当該指定障害福祉サー ビス事業者	指定障害福祉サービス 事業	障害福祉サービス事業	特定相談支援事業	特定相談支援事業所	特定相談支援事業	特定相談支援事業所	特定相談支援事業	特定相談支援事業所	特定相談支援事業	特定相談支援事業所	特定相談支援事業

第五十一条の二 十第二項において準用する第三条	障害福祉サービス	指定の申請
第五十一条の二 十第二項において準用する第三条	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号	指定の更新の申請

(法第五十一条の一十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

第一項 児童福祉法	第二項 身体障害者福祉法	第三項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第二項 社会福祉法	第三項 社会福祉法	第四項 社会福祉士及び介護福祉士法
第三項 老人福祉法	第四項 知的障害者福祉法	第五項 精神保健福祉士法
第四項 介護保険法	第五項 精神保健福祉士法	第六項 精神保健福祉士法
第五項 発達障害者支援法		

(新設)

(法第五十一条の一十九第一項第十一号及び第一項第十一号の政令で定める使人)

第二十六条の十六 法第五十一条の一十九第一項第十一号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所を管理する者とする。

2 法第五十一条の一十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所を管理する者とする。

#### 第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養 介護医療費の支給

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条（略）

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める

(新設)

#### 第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養 介護医療費の支給

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条（略）

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第一項第一号から第四号までの規定の適用（同項第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

第三十五条 法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政

額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類」として、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めることにより合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千円

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給

令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類」として、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であつて、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めることにより合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千円

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給

認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年（指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十二号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいふ。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和二十四年法律第一百四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

（削除）

2 | 認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千円

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年（指定自立支援医療のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十二号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいふ。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和二十四年法律第一百四十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

法第五十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給認定に係る障害者等が同一の

(指定自立支援医療機関の指定に関する読み替え)

第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項各号列記以外の部分	(略) 次の各号(療養介護に係る指定の申請については、第七号を除く。)	(略) 第四号から第六号まで 又は第八号から第十三号まで
第三十六条第二項第六号	第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下の項において同じ。)又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項

(指定自立支援医療機関の指定に関する読み替え)

第三十七条 法第五十九条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項各号列記以外の部分	(略) 第一号から第三号まで 、第五号から第七号まで で、第九号又は第十号(療養介護に係る指定の申請については、第一号から第十一号まで)	(略) 第四号から第十一号まで
第三十六条第二項第六号	第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下の項において同じ。)	第六十八条第一項

月に受けた指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

定める使用人	指定障害福祉サービス	指定自立支援医療機関	第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行
事業者の 事業者の	(第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいつ。以下この号において同じ。)の	当該指定自立支援医療機関の開設者	当該届出	当該申出
第三十六条第二項第八号	第三十六条第二項	当該指定障害福祉サー ビス事業者	第六十八条第一項	第六十八条第一項
第三十六条第三項第九号	第三十六条第三項	当該届出	当該届出	当該届出
項若しくは第二項	項若しくは第二項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十条第一項又は第一項若しくは第二項	第五十条第一項又は第一項若しくは第二項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十二条第一項又は第二項	第五十二条第一項又は第二項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十三条第一項又は第二項	第五十三条第一項又は第二項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十四条第一項(同項若しくは第二項)	第五十四条第一項(同項若しくは第二項)	当該届出	当該届出	当該届出
第五十五条第一項又は第一項	第五十五条第一項又は第一項	当該届出	当該届出	当該届出
第五十六条第一項	第五十六条第一項	当該届出	当該届出	当該届出

第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行	第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行	第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行
当該届出	当該申出	当該届出	当該申出	当該届出	当該申出
第三十六条第二項第九号	第三十六条第二項	障害福祉サービス	自立支援医療	第三十六条第二項第九号	第三十六条第二項
第三十六条第三項	第三十六条第三項	当該届出	当該届出	第三十六条第三項	第三十六条第三項
項若しくは第二項	項若しくは第二項	当該届出	当該届出	項若しくは第二項	項若しくは第二項

第四十六条第一項又は 第五十一条の一十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止	障害者自立支援法施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
の届出	当該事業の廃止
当該届出	当該指定の辞退
当該事業の廃止	障害者自立支援法施行令第四十条の規定による指定の辞退の申出
の届出	当該届出
当該届出	当該申出
障害福祉サービス	自立支援医療
第三十六条第三項第十一号	第三十六条第三項第十号

(療養介護医療費の支給に関する読み替え)

第四十二条の一 法第七十条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
第五十八条第三項第一号	(略)
第五十八条第三項第一号	(略)
第五十八条第三項第一号	(略)
支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の	支給決定障害者(第七十条第一項に規定する

(療養介護医療費の支給に関する読み替え)

第四十二条の一 法第七十条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
第五十八条第三項第一号	(略)
第五十八条第三項第一号	(略)
第五十八条第三項第一号	(略)
支給認定障害者等が	支給決定障害者(第七十条第一項に規定する

法の規定中読み 替える規定	(基準該当療養介護医療費の支給に関する読み替え) 第四十二条の三 法第七十一条第一項の規定による技術的読み替えは、 次の表のとおりとする。												介護給付費（療養介護に係るものに限る。）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。
第五十八条第三項第一号及び第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）
第五十八条第四項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。この条において同じ。
第五十八条第五項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）
第五十八条第六項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。この条において同じ。

法の規定中読み 替える規定	(基準該当療養介護医療費の支給に関する読み替え) 第四十二条の三 法第七十一条第一項の規定による技術的読み替えは、 次の表のとおりとする。												介護給付費（療養介護に係るものに限る。）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	支給決定障害者の家計に与える影響、障害の状態
第五十八条第三項第一号及び第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	支給決定障害者の家計に与える影響
第五十八条第四項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に与える影響
第五十八条第五項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	が
第五十八条第六項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）

第五十八条第三項	第五十八条第二項	(略)	(略)
第五十八条第三項第一号	第五十八条第二項	指定自立支援医療 支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	基準該当療養介護医療 支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力
第五十八条第三項第二号及び第三号	第五十八条第二項	(略)	支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態
第五十八条第四項	第五十八条第三項第一号及び第三号	(略)	支給決定障害者の家計に与える影響
第五十八条第四項	第五十八条第三項第一号及び第三号	(略)	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）が

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第一項において準用する法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者（法第七十条第二項又は第七十一条第一項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者

第五十八条第三項	第五十八条第二項	(略)	(略)
第五十八条第三項第一号及び第三号	第五十八条第二項	支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態	支給決定障害者の家計に与える影響
第五十八条第四項	第五十八条第三項第一号及び第三号	(略)	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）が
第五十八条第四項	第五十八条第三項第一号及び第三号	(略)	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）が

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)

第四十二条の四 法第七十条第二項又は第七十一条第一項において準用する法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者（法第七十条第二項又は第七十一条第一項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者

をいう。以下この条及び附則第十三条の一において同じ。) の区分に応じ、当該名号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第一号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当事業所から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当事業所をいつ。）から受けた当該指定に係る療養介護医療等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第三項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第一号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当事業所（同号ロに規定する基準該当事業所をいつ。）から受けた基準該当事業所をいつ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療をいつ。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいつ。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）一万四千六百円

三・四 (略)

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が

決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の一において同じ。) の区分に応じ、当該名号に定める額とする。

一 (略)

二 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第三項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第一号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当事業所（同号ロに規定する基準該当事業所をいつ。）から受けた基準該当事業所をいつ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者をいつ。次号において同じ。）又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）一万四千六百円

三・四 (略)

2 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が

定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四十円一百円」とあるのは「零以上四十円一百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第一号中「一万四千六百円」とあるのは「零以上一万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額（次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ一（略）

二・三（略）

（削除）

定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四十円一百円」とあるのは「零以上四十円一百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第一号中「一万四千六百円」とあるのは「零以上一万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（次のイから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める額を超える場合は当該額とする。）

イ一（略）

二・三（略）

3 法第七十条第一項又は第七十一条第一項において準用する法第五十八条第三項第一号ただし書の健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額及び基準該当療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計

額を合計して得た額から第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める額）を控除して得た額にそれぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

#### 第五節 補装具費の支給

##### （補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第一項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第一号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・一（略）

#### 第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

##### （高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等）

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規

#### 第四節 補装具費の支給

##### （補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・一（略）

定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び  
地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）  
(次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。)と  
す。

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定  
めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介  
護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する  
介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規  
定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型  
介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービ  
ス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法  
第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービ  
ス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サー  
ビス費及び高額介護予防サービス費（次条第一項第三号において「  
介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を  
合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という  
。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支  
給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福  
祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者  
等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第  
一号及び第二号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る  
第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得  
た率をいう。第二項第一号において同じ。）を乗じて得た額とする  
。

- 
- 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額
- 二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額
- 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額
- 四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係

る同法第二十一条の五の三第一項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第一項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五|同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合には、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第二十四条の一第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

2|支給決定障害者等が、次条第一号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。

3|第十七条第一号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る

ものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつて同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按分率（あん通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いざれか高い額とする。

一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号

) 第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額

二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額

5 第三項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(高額障害福祉サービス等給付費算定基準額)

第四十三条の六 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とす。

一 第十七条第一号から第二号までに掲げる者 三万七千二百円  
二 第十七条第四号に掲げる者 零

第四十三条の七 (略)

第四十三条の四 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

2 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

3 (略)

(障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁

する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額
- イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護をする障害者等であつて、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限り。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案し、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案し、厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいづれか低い額があるときは、当該収入の額を控除した額）のいづれか低い額
- ロ 介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- 二 相談支援給付費等（法第九十二条第一号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給に要する費用 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入が

する次の各号に掲げる障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護をする障害者等であつて、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案し、厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいづれか低い額
- 二 介護給付費等（前号に掲げるものを除く。）、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費 当該介護給付費等、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
- 三 サービス利用計画作成費 障害福祉サービスを受けた障害者等（施設入所支援を受けた者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）の人数を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定し

あるときは、当該収入の額を控除した額）

三　高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用	当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
---------------------------	---

（市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の三　法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（不服審査会の委員の定数の基準）

第四十六条　法第九十八条第一項に規定する不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等又は地域相談支援給付費等（第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。）に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定す

た額又は当該サービス利用計画作成費の支給に要した費用（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

（市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の三　法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。）の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

（不服審査会の委員の定数の基準）

第四十六条　法第九十八条第一項に規定する不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る同条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の介護給付費等に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十八条第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

る合議体を不服審査会に設置することができる数である」ととする。

## 附 則

### (削除)

### (旧法施設支援に関する技術的読み替え)

第六条の三 法附則第二十一条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項	前項	附則第二十一条第一項

### (削除)

### (特定旧法受給者に関する技術的読み替え)

第六条の四 法附則第二十一条第五項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項	前項	附則第二十一条第四項

### (福祉ホームに関する経過措置)

#### 第六条の三 (略)

#### 2・3 (略)

### (相談支援事業に関する経過措置)

#### 第六条の四 (略)

#### 2 (略)

### (福祉ホームに関する経過措置)

#### 第六条の五 (略)

#### 2・3 (略)

### (相談支援事業に関する経過措置)

#### 第六条の六 (略)

#### 2 (略)

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十一條 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成二十七年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成二十七年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するものほか、平成二十七年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円  
二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。）  
一

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十一條 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、平成二十四年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成二十四年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するものほか、平成二十四年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円  
二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。）  
一

万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、  
指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療の  
あつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地  
方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定  
めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支  
給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合にお  
ける当該支給認定障害者等 五千円

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）

第十三条の一 平成十八年十月一日から平成二十七年三月三十日ま  
での間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定  
障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る負  
担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千  
六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下」の範囲内で支給決  
定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところによ  
り算定した額」と、同項第二号中「一万五千円」とあるのは「零以  
上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案し  
て厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

万円

三 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、  
指定自立支援医療のあつた月の属する年度（指定自立支援医療の  
あつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地  
方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定  
めるところにより合算した額が三万三千円未満であつて、当該支  
給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合にお  
ける当該支給認定障害者等 五千円

（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）

第十三条の一 平成十八年十月一日から平成二十四年三月三十日ま  
での間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定  
障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る負  
担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第一号中「二万四千  
六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下」の範囲内で支給決  
定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところによ  
り算定した額」と、同項第二号中「一万五千円」とあるのは「零以  
上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案し  
て厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）新旧対照表

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
目次		
第一章 総則（第一条 第二十三条）	第一章 総則（第一条 第二十三条）	
第二章 保育士（第四条 第二十一条）	第二章 保育士（第四条 第二十一条）	
第三章 福祉の保障（第二十二条 第三十四条）	第三章 福祉の保障（第二十二条 第三十四条）	
第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五条 第三十八条）	第四章 養育里親及び児童福祉施設（第三十五条 第三十八条）	
第五章 費用（第三十九条 第四十四条の二）	第五章 費用（第三十九条 第四十四条の二）	
第六章 審査請求（第四十四条の三 第四十四条の八）	第六章 審査請求（第四十四条の三 第四十四条の八）	
第七章 雜則（第四十五条 第四十七条）	第七章 雜則（第四十五条 第四十七条）	
附則	附則	
第一章 総則		
第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」といふ。）第六条の三第一項の政令で定める措置は、法第二十七条第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行つ者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。	第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」といふ。）第六条の二第一項の政令で定める措置は、法第二十七条第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。	
法第六条の三第一項の政令で定める者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたものとする。	法第六条の二第一項の政令で定める者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたものとする。	

第一条の二 法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

## 第二章 福祉の保障

第二十四条 法第二十一条の五の三第一項第一号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |   |         |
|---|---------|
| 一次号及び第三号に掲げる者以外の者   | 三万七千二百円 |
| 二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のあつう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。 |         |

第二十四条及び第二十五条 削除

第一条の二 法第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。

## 第三章 福祉の保障

第二十五条の二第一号及び第二十七条の二第一号において同じ。)を合算した額が一十八万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が特定支給決定障害者(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第二百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第一号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の二第一項において同じ。)又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

**第二十五条** 法第二十一条の五の四第一項第三号に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第二十一条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定（法第二十一条の五の六第一項に規定する通所給付決定をいう。第二十五条の五第一項において同じ。）の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第二十一条の五の四第一項第一号に規定する基準該当通所支援（次条第一号において「基準該当通所支援」という。）を受けたときとする。

**第二十五条の二** 法第二十一条の五の四第一項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第二十四条第一号に掲げる通所給付決定保護者 三万七千二百円

ロ 第二十四条第一号に掲げる通所給付決定保護者 四千六百円

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 零

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口及びハに掲げる者以外の者 二万七千一百円

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び

当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあ

（新設）

つた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第一百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハに掲げる者を除く。） 四千六百円

ハ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合には、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の八第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六第二項 第二十一条の五 きは、次条第一項に規定する通所支給要否決 定する通所支給要否決	前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決	第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更の決定のために必

（新設）

		定を行つため	要があると認めるときは
第二十一条の五 の七第四項	前条第一項の申請に係る障害児の保護者	当該申請	当該決定
第二十一条の五 の七第五項	障害児の保護者	通所給付決定保護者	通所給付決定保護者
第二十一条の五 の七第九項	交付し	返還し	

**第二十五条の四 法第二十一条の五の九第一項第四号の政令で定めるときは、通所給付決定保護者が法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。**

**第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第一号において同じ。）を乗じて得た額とする。**

一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者

（新設）

が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十一条の五の四第一項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）（入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に係る法第二十四条の二第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあつては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）に係る同法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に購入又は修理をした補

装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいつ。（以下この号において同じ。）に係る介護サービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいつ。（以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

通所給付決定保護者が、次条第一号に掲げる者であるときは、前項第五号に掲げる額は零とする。

通所給付決定保護者（第二十四条第一号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第三号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。第一号において同じ。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が特定保護者負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかわらず、当該通所給付決定保護者に対して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該通所給付決定保護者に係る第一項第一号から第二号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（入所給付決定保護者又は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号から同項第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に通所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるとき

は、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第二十七条の一に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額)とする。

第三項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者(通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)に係る第一項第一号から第二号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 一 第二十四条第一号又は第一号に掲げる者 | 三万七千二百円 |
| 二 第二十四条第三号に掲げる者      | 零       |

(新設)

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のことおりとする。

- |                                       |                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)(第一百二十二号)  | 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)           |
| 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律三百三十九号) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律三百三十九号) |
| 三 社会福祉法                               | 社会福祉法                               |
| 四 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)              | 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)              |
| 五 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号)         | 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号)         |

六	介護保険法					
七	精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）					
八	障害者自立支援法					
	前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。					
一	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）					
二	歯科医師法（昭和二十二年法律第一百一号）					
三	保健師助産師看護師法（昭和二十二年法律第二百二号）					
四	医療法（昭和二十三年法律第一百五号）					
五	薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）					
六	薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）					
第二十一条の五	法第二十一条の五の十六第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
第二十五条の九 の十五第一項	第二十一条の五 の十五第一項	障害児通所支援事業を 行う者	指定障害児通所支援事 業者			

(新設)

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第一項第六号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。）を管理する者とする。

の十五第一項第  
十二号

第二十五条の十 法第二十一条の五の二十一第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十一第一項	指定障害児通所支援事業者であつた者等	指定医療機関の設置者であつた者等

第二十五条の十一 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
  - 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
  - 三 社会福祉法
  - 四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
  - 五 老人福祉法
  - 六 社会福祉士及び介護福祉士法
  - 七 介護保険法
  - 八 精神保健福祉士法
  - 九 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
  - 十 障害者自立支援法
- 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

（新設）

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 医師法

三 歯科医師法  
四 保健師助産師看護師法

五 医療法

六 薬事法

七 薬剤師法

第二十五条の十二 法第二十一条の五の一十八第一項に規定する当該

通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二千百円

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にはあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第一項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該

指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をい

（新設）

い、その額が零を下回る場合には、零とする。) 及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 五千円

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者又是要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは、「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「一万四千六百円」とあるのは、「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは、「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援(肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢

体不自由児通所医療をいつ。次号において同じ。）を行うものに限る。）に係る法第二十一一条の五の三第一項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

イ	前項第一号に掲げる者	三万七千二百円
ロ	前項第一号に掲げる者	二万四千六百円
ハ	前項第三号に掲げる者	一万五千円

二	前項第四号に掲げる者	零
---	------------	---

二 通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十一一条の五の二十八第二項に規定する肢体不自由児通所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。）及び通所給付決定保護者が同一の月に受けた肢体不自由児通所医療に係る健康保険法第八十五条第一項に規定する食事療養標準負担額の合計額  
三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

第二十五条の十三 法第二十一一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	付	受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定に		

（新設）

（）	水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）	消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）	災害救助法（昭和二十二年法律第二百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）の規定による療養扶助金に限りる。）
（）	船員法（昭和二十一年法律第二百号）の規定による療養補償	船員法（昭和二十一年法律第二百号）の規定による療養扶助金に限りる。	労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償
（）	療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗養費	療養費	よる療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗养費

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の規定による療養給付	証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による療養給付	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による療養給付
国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家

族移送費及び高額療養費	地方公務員災害補償法（昭和四十一年法律第二百二十一号）の規定による療養補償
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百十七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

**第二十六条** 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害児通所支援の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれる環境に応じて適切な障害児通所支援を提供し、又は障害児通所支援の提供を委託して行うものとする。

**第二十六条** 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この項に、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。）

（削除）

**第二十六条** 法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この項において「居宅介護等」という。）の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービス（以下この項において「児童デ

「イサービス」という。)の措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

法第二十一条の六に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所(以下この項において「短期入所」という。)の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第二十七条の二 法第二十四条の二第一項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |  |         |
|--|---------|
| 一 次号及び第三号に掲げる者以外の者   | 三万七千二百円 |
| 二 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度(指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が一十八万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 九千三百円 |         |

第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額(第二十七条の四第三項及び第四項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいふ。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |   |         |
|---|---------|
| 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者  | 三万七千二百円 |
| 二 施設給付決定保護者(支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等(法第二十四条の一第一項に規定する指定知的障害児施設等をいふ。以下同じ。)に通つ場合を除く。)であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援(同項に規定する指定施設支援をいふ。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が一十八万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 同法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二 |         |

百九十二条第一項第一号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

三 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第一百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円

四 市町村民税世帯非課税者（施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者（施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の十三第一項において同じ。）又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚

百九十二条第一項第一号に掲げる所得割（同法第三百一十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

三 施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等に通う場合に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第一百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円

生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決  
定保護者 零

民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く  
。) である場合における当該施設給付決定保護者をいつ。同項に  
おいて同じ。) 又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保  
護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において  
被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六条  
第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護  
者(同条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である  
者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当  
該施設給付決定保護者 零

法第二十四条の二第三項に規定する百分の九十に相当する額を超  
え百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、  
施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に係る同条第  
二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十  
分の百(法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百  
分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内に  
おいて都道府県が定めた割合(以下「都道府県特例割合」という。  
)で除して得た割合)を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に  
応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

第二十七条の三 法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるとき  
は、入所給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申  
請に關し虚偽の申請をしたときとする。

第二十七条の三 施設給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規  
定による申請に關し虚偽の申請をしたときは、当該施設給付決定を  
取り消すことができる。

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が  
高額障害児入所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし  
、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定  
基準額を控除して得た額に入所給付決定保護者按分率(入所給付決  
定保護者零)

第二十七条の四 高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した  
額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児施設給  
付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用  
者負担世帯合算額から高額障害児施設給付費算定基準額を控除して

定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をい。第三項第一号において同じ。）を乗じて得た額とする。

得た額に施設給付決定保護者按分率（施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第一号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する施設給付決定保護者（施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第二十四条の一第一項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者が施設給付決定保護者である場合にあつては、当該施設給付決定保護者及びその配偶者に限る。次号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に係る同法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに同法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（同法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいつ。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

入所給付決定保護者が、次条第一号に掲げる者であるときは、第二十五条の五第一項第五号に掲げる額は零とする。

入所給付決定保護者（第二十七条の二第一号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第二十五条の五第一項第一号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である

入所給付決定保護者が、次条第一号に掲げる者であるときは、第二十五条の五第一項第五号に掲げる額は零とする。

施設給付決定保護者（第二十七条の二第一項第一号及び第三号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額及び同項第一号に掲げる額（当該施設給付決定保護者

場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額を下回る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が特定保護者負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入所給付決定保護者に対して高額障害児入所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該入所給付決定保護者に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は支給決定障害者等である入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいつ。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に入所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び次項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者に対しても高額障害児施設給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該施設給付決定保護者に係る第一項第一号及び第一号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（支給決定障害者等である施設給付決定保護者が同一に月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同号及び同項第一号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいつ。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に施設給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

第三項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する入所給付決定保護者（入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいつ。

高額障害児入所給付費の支給に関する手続に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の一第一号又は第二号に掲げる者 三万七千二百円

## 二 第二十七条の一第一号に掲げる者 零

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の一第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」といいう。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要し現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該

前項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する施設給付決定保護者（施設給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号及び第一号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額をいつ。

高額障害児施設給付費の支給に関する手続に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児施設給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の一第一項第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

## 二 第二十七条の一第一項第四号に掲げる者 零

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに施設給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」といいう。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

第一項の規定にかかわらず、入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた入所給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

第二十七条の七 法第二十四条の七第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二 第七項	入所給付決定保護者	入所給付決定保護者（ 第二十四条の七第一項 の厚生労働省令で定め る者に限る。以下この 条において同じ。）
第二十四条の三 第八項	当該指定入所支援に要 した費用（入所特定費 用を除く。）	当該指定障害児入所施 設等における食事の提 供に要した費用及び居 住に要した費用
第二十四条の三 （略）	（略）	（略）
第二十四条の三 （略）	（略）	（略）

第二十七条の七 法第二十四条の七第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第一項の規定にかかわらず、施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた施設給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二 第七項	施設給付決定保護者	施設給付決定保護者（ 第二十四条の七第一項 の厚生労働省令で定め る者に限る。以下この 条において同じ。）
第二十四条の三 第八項	当該指定施設支援に要 した費用（特定費用を 除く。）	当該指定知的障害児施 設等における食事の提 供に要した費用及び居 住に要した費用
第二十四条の三 （略）	（略）	（略）
第二十四条の三 （略）	（略）	（略）

第九項	第二十四条の二	前条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十 二第二項の指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（指定入所支援の取扱いに 関する部分に限る。）	児童福祉法施行令第一 十七条の六第一項及び第三項の定め
第十項	第二十四条の三	前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	児童福祉法施行令第一 十七条の六第一項及び第三項の定め
第十一項	第二十四条の二	（略）	（略）
第十一項	第二十四条の二	（略）	（略）
第二十一項第五号	障害児通所支援事業所	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以

第九項	第二十四条の二	前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	児童福祉法施行令第一 十七条の六第一項及び第三項の定め
第十項	第二十四条の三	前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）	児童福祉法施行令第一 十七条の六第一項及び第三項の定め
第十一項	第二十四条の二	（略）	（略）
第十一項	第二十四条の二	（略）	（略）
第二十一項第五号	障害児通所支援事業所	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以

九号	第二十一条の五 の十五第一項第 三第一項	第二十一条の五の二十 第一項	第二十四条の十七	業者の 設置の設置者	当該指定障害児通所支 援事業者	当該指定障害児通所支 援事業所	指定障害児通所支援事 業所	指定障害児入所施設	障害児通所支援事業	第二十一条の五の二十一 項の十五第一項第 三第一項の	第二十一条の五の十八 第一項	第二十一条の五の十八 第一項
当該事業の廃止	当該事業の廃止の届出 第一項の規定による事 業の廃止による事	第二十一条の五の十九 第一項	第二十四条の十四の規 定による指定の辞退									
当該指定の辞退												

五号（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）の  
政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）	四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	五 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）	六 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）
----------------------	------------------------	-----------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------

第二十一条の五 の十五第一項第 十号	当該届出	当該辞退						
第二十一条の五の二十一 第一項	第二十一条の五の二十 第一項	第二十四条の十五第一 項						
第二十一条の五の十九 第一項の規定による事 業の廃止の届出	第二十一条の五の二十 第一項	第二十四条の十四の規 定による指定の辞退						
第二十一条の五の九 の十五第一項第 十一号	当該届出	当該辞退	当該指定の辞退					
第二十一条の五の十九 第二項	第二十一条の五の十九 第二項	第二十四条の十四						
事業の廃止の届出 当該事業の廃止につい て	指定の辞退	当該指定の辞退につい て						
障害児通所支援 当該届出	当該辞退							
第二十一条の五 の十五第一項第 十一号	障害児入所支援							

第二十七条の九 法第二十四条の九第一項において準用する法第二十一条の十五第一項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の九 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	第二十四条の九	第一項	読み替えられる字句
障害児入所施設	指定障害児入所施設	読み替える字句	読み替える字句
前項	第一十四条の十第一項	第一項から第六号まで	第一項の指定の更新
障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）	四号まで	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）
障害児通所支援事業所	障害児通所支援事業所	第一号から第六号まで又は第八号から第十号まで	第一条から第六号までに係る第二十四条の二
第二項において準用する第二十一条の五の十五	第二十四条の九	第二十四条の九	第二項において準用する第二十一条の五の十八
第二項第一号	第二十四条の九	第二十四条の九	第二項第一号
第二十一条の五の十八	第二十一条の五の十八	第二十一条の五の十八	第二十一条の五の十八
第一項	第一項	第一項	第一項
指定通所支援の事業の第一項	第二十四条の九	第二十四条の九	第二十四条の九
準用する第二十一条の五の十八	第二十四条の九	第二十四条の九	第二十四条の九

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の九 第一項	知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」といふ。）であつて、その	指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。）の。
第一十四条の九 第一項	前項	第二十四条の十第四項において準用する前項
第一十四条の九 第一項第十号	指定の申請	指定の更新の申請
第一項第十号	指定の申請	指定の更新の申請
第一項第十号	指定の申請	指定の更新の申請

									一条の五の十五
								設備及び運営に関する基準	の設備及び運営に関する基準
	第二項第三号						障害児通所支援事業	障害児入所施設	
	第二十四条の九					第二十一条の五の二十	第二十四条の十七の		
	第一項において								
	第一条の五の十五								
	準用する第二十								
	第一条の五の十九								
	第一項第十号								
	第二項								
	第二項								
	第二十四	第二十四条の九	第一項において	第一条の五の十五	第二項第九号				
	第二十一	第二十	第一項	第二十					
	条の五の	準用する第二	第一項	第一条の五の					
	第二十一	第二十	第一項	二十					
	条の五の	第一項		二十					
	第二十一	第二十一		二十					
	条の五の	条の五の		二十					
	二十四	十四条の		二十					
	四	九							

事業の廃止の届出	指定の辞退	当該事業の廃止	当該指定の辞退
当該届出	当該辞退	第二十一条の五の十九	第二十四条の十四
第一項において 準用する第二十 一条の五の十五	第一項	第二十四条の九	第二十四条の九
事業の廃止の届出	指定の辞退	第二十七条の十一	第二十七条の十一
当該事業の廃止につい て	当該辞退	第二十四条の九	第二十四条の九
当該届出	当該辞退	第二項において 準用する第二十 一条の五の十五	第二項において 準用する第二十 一条の五の十五
障害児通所支援	障害児入所支援	第二項第十一号	第二項第十一号

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三（略）

四 知的障害者福祉法

五〇八（略）

九 発達障害者支援法

十（略）

前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第一項において同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

第二十七条の十 指定知的障害児施設等に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三（略）

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

五〇八（略）

九 発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）

十（略）

前項に掲げるもののほか、指定知的障害児施設等のうち障害児施設医療を提供するものに係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 二七 (略)

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の一の規定による技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

第一二五第四項の二十一一条の五	業者 指定障害児通所支援事	業者 指定障害児通所支援事	障害児通所支援事業所	事業者 の指定障害児通所支援	の指定障害児通所支援事業者	の設置者 の設置者	の指定障害児入所施設	以下この条から第二十一条の五の二十七までにおいて同じ。 ) の	第二十四条の十一第三項
第一二五第一項 第二号	設置者 指定障害児入所施設の	設置者 指定障害児入所施設の	障害児入所施設をいう。次条において同じ。 )	十二条に規定する障害児入所施設(第四	障害児入所施設(第四	設置者	障害児入所施設をいう。次	第一条に規定する指定施設(第二十四条の二	第二十五条第一項 第二号
								第一項に規定する指定施設をいう。 ) の	第二十一条の五の十七 第三項
								第二十四条の十一第三項	第二十一条の五
								掲げる指定障害児通所支援事業者	第二十五条第一項
								掲げる指定障害児入所施設(第二十四条の二	第二十一条の五の十七 第三項
								第一項に規定する指定施設をいう。 ) の	第二十一条の五
								第二十四条の十一第三項	第二十四条の十一第三項
								掲げる指定障害児入所施設(第二十四条の二	第二十一条の五の十七 第三項
								第一項に規定する指定施設をいう。 ) の	第二十一条の五
								第二十四条の十一第三項	第二十一条の五の十七 第三項

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)  
二 二七 (略)

(新設)

第一十一条の五 の二十六第一項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者
第二十一条の五 の二十六第一項	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
第二十二条の五 の二十七第一項	指定通所支援	指定入所支援（第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）
及び第五項		
第二十七条の五 の二十七第一項	業者	
及び第三項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者
第二十七条の十三	法第二十四条の二十第一項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定入所支援のあつた月の属する年の前年（指定入所支援のあつた月が一月から六月ま

第二十七条の十一 法第二十四条の二十第一項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び第五十条の八において「障害児施設医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月ま

での場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。

) 中の公的年金等の収入金額、当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額は、前項の規定にかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下」の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同

での場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。

) 中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいづ。）、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

四 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。）の障害児施設医療負担上限月額は、前項の規定にかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下」の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設

項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援（障害児入所医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第一項第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

## イニ（略）

二 入所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十四条の二十第一項第一号に規定する障害児入所医療に係る健康保険の療養をする費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）及び入所給付決定保護者が同一の月に受けた障害児入所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

## イニ（略）

二 施設給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十四条の二十第一項第一号に規定する障害児施設医療に係る健康保険の療養をする費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）及び施設給付決定保護者が同一の月に受けた障害児施設医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

## 三（略）

### （削除）

給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援（障害児施設医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第一項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）

## イニ（略）

二 施設給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十四条の二十第一項第一号に規定する障害児施設医療に係る健康保険の療養をする費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）及び施設給付決定保護者が同一の月に受けた障害児施設医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）を控除して得た額とする。

第二十七条の十四 法第二十四条の二十一の政令で定める給付は、第二十五条の十三の表の上欄に掲げるものとし、法第二十四条の二十一の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

（略）  
（略）

第二十七条の十一 法第二十四条の二十一の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三
---	---	--	---------------------------	---	---

百三十五号) の規定による療養補償に限る。)

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養補償

警察官の職務に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付

証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の規定による療養給付

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

(略)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)の規定による損害の補償(非常勤消防団員等に係


第二十七條の十五

法第二十四条の一二十四第一項の規定による技術的  
読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句
第二十四条の二 十第一項第一号	食事療養
第六十三条第一項第二 号に規定する生活療養	生活療養（健康保険法）

(新設)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

第二十一条の五				
第二十一条の五の十八	例	第一項の都道府県の条 第二十一条の五の十八	第二十一条の五 の十五第一項第 二号	障害児通所支援事業所
第二十一条の五の三十一第		第一項の厚生労働省令	第二十四条の三十一第	（第二十四条の二十八 第一項に規定する障害 児相談支援事業所をい う。以下この項におい て同じ。）

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第一項の規定による技術的  
読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み  
替える規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第二十一条の五  
の十五第一項

前項

一項

都道府県知事は

市町村長は

第二十四条の二十八第  
一項から第二号まで  
、第五号から第十号ま  
で、第十二号又は第十  
号を除く。）

三号

次の各号（医療型児童  
発達支援に係る指定の  
申請にあつては、第七  
号を除く。）

（第二十四条の二十八  
第一項に規定する障害  
児相談支援事業所をい  
う。以下この項におい  
て同じ。）

をいう。以下この項に  
おいて同じ。）

第二十四条の二 十第二項第一号	食事療養
第八十五条第一項	生活療養

第八十五条第一項	生活療養標準負担額
第八十五条第一項	生活療養標準負担額

（新設）

の十五第一項第 の十五第一項第	第二十一条の五												
一第一項	第二十一条の五の二十	第二十一条の五の十九	第二十一条の五の二十										
一項	第二十四条の二十四第	第二十四条の三十一第	第二十四条の三十六	第二十四条的三十六									
九号	第一項												

十号	第二十一条の五の二十 三第一項	都道府県知事 第二項	第二十二条の五の十九 第二項	第二十四条の三十六
十一号	第二十一条の五 の十五第一項第 二十一号	障害児通所支援 で	市町村長 二項	第二十四条の三十一 第二項
十二号	第二十二条の五 の十五第一項第 二十二号	障害児相談支援 で	第五号、第六号、第九 号、第十号又は前号	第二十四条の三十一 第二項
十三号	第二十二条の五 の十五第一項第 二十三号			

第二十七条の十七 法第二十四条の二十八第一項において準用する法  
 第二十二条の五の十五第一項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の二十において同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十八 法第二十四条の一十九第四項の規定による技術的  
 読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み 替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二 十八第一項	総合的に障害者自立支 援法第五条第十七項に 規定する相談支援を行 う者として厚生労働省 令で定める基準に該当	指定障害児相談支援事 業者

(新設)

第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項	都道府県知事は 前項	する者	市町村長は 第四項において準用する 第二十四条の二十九第 二十九条の二十八第 一項	第二十四条の二十九第 二十九条の二十八第 一項から第三号まで 、第五号から第十号ま で、第十一号又は第十 三号	第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項第二 号	障害児通所支援事業所 申請にあつては、第七 号を除く。)	次の各号（医療型児童 発達支援に係る指定の 障害児相談支援事業所 （第二十四条の二十八 第一項に規定する障害 児相談支援事業所をい う。以下この項におい て同じ。）	第一号から第三号まで 、第五号から第十号ま で、第十一号又は第十 三号
第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項第三 号	障害児通所支援事業 基準に關する基準	例	第二十一条の五の十八 第一項の都道府県の条 第一項の都道府県の条	第二十四条の三十一第 二十四条の三十一第 一項の厚生労働省令	第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項第三 号	障害児通所支援事業 基準	第二十四条の三十六の 二十四条の三十六の 二項の厚生労働省令で 定める指定障害児相談 支援の事業の運営に關	第二十四条の二十九第 二十九条の二十八第 一項から第三号まで 、第五号から第十号ま で、第十一号又は第十 三号
第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項第三 号	障害児通所支援事業 基準に關する基準	例	第二十一条の五の十八 第一項の都道府県の条 第一項の都道府県の条	第二十四条の三十一第 二十四条の三十一第 一項の厚生労働省令	第二十四条の二 第十八条第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 十五第一項第三 号	障害児通所支援事業 基準	第二十四条の三十六の 二十四条の三十六の 二項の厚生労働省令で 定める指定障害児相談 支援の事業の運営に關	第二十四条の二十九第 二十九条の二十八第 一項から第三号まで 、第五号から第十号ま で、第十一号又は第十 三号

十五第一項第十 二十一條の五の いて準用する第 二十二条の五の 十八第一項にお いて準用する第 二十二条の五の 十八第一項にお いて準用する第 二十二条の五の 十八第一項第九 十五第二項第九 号  第二十四条の二 第二十四条の二 二十一條の五の 二十一條の五の 十八第二項にお いて準用する第 二十一條の五の 二十一條の五の 十八第二項第九 十五第二項第九 号  第二十四条の二 第二十四条の二 三第一項														
都道府県知事														
市町村長														

八	七	六	五	四	三	二	一	身体障害者福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に 係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとお りとする。	第 二 十七 条 の 十 九	第二 十 四 条 の 二	第 二 十 四 条 の 一	第 二 十 一 条 の 五	第 十五 条 の 十 五	第 十五 条 の 十 二	第 十八 条 の 二 項	第 四 号 か ら 第六 号 ま で	又 は 第 九 号 か ら 前 号 ま で	第五 号 、 第六 号 、 第九 号 、 第十 号 又 は 前 号	第 二 十一 条 の 五 の 十 九	第二 十 四 条 の 二 項	第二 十 四 条 の 二 項	第二 十 四 条 の 三 十一 第 二 項
精神保健福祉士法	介護保険法	老人福祉法	社会福祉士及び介護福祉士法	知的障害者福祉法	社会福祉法	二	一	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）							

第二十七条の二十 法第二十四条の三十六第十一号の政令で定める使用者は、障害児相談支援事業所を管理する者とする。

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の四第一項の規定により里親の認定をするには、法第八条第一項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

#### 第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等にする特別措置法とする。

#### 第五章 費用

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。  
一・一（略）  
三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第四号及び第五号の規定に

（新設）

第二十九条 都道府県知事は、法第六条の三第一項の規定により里親の認定をするには、法第八条第一項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

#### 第四章 養育里親及び児童福祉施設

第三十五条 法第三十四条の十九第一項第三号の政令で定める法律は、社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等にする特別措置法とする。

#### 第五章 費用

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。  
一・一（略）  
三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第四号に掲げる費用（第四号及び第五号の規定に

よる費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三の一 法第五十条第六号の四に掲げる費用については、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）。

四 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の一に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十二条第一号又は第四十三条第二号の規定による治療に關し現に要した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した知識技能を与える、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

よる費用を除く。）については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

五・六（略）  
額

七 法第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

八 法第五十一条第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

九 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは「、第五十一条第一号若しくは第四号又は就学前保育等推進法第十三条第二項

七 法第五十一条第一号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第三号若しくは第四号」とあるのは「、第五十一条第一号若しくは第四号又は就学前保育等推進法第十三条第二項

の規定により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十二条第四項の保育料を除き」と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額」とする。

## 第六章 審査請求

第四十四条の三 法第五十六条の五の五第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者自立支援 法第九十七条第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者自立支援 法第九十八条第二項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者自立支援 法第九十九条第三項	障害者介護給付費等不 相談支援給付費等	障害児通所給付費又は 服審査会
障害者自立支援 法第一百五条	児童福祉法第五十六条の五の五第一項	特例障害児通所給付費 児童福祉法第五十六条の五の五第一項

(新設)

の規定により読み替えられた法第五十一条第四号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十二条第四項の保育料を除き」と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額」とする。

## 第四十四条の四 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会

(新設)

「 という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第一項において準用する障害者自立支援法第九十八条第一項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

**第四十四条の五 不服審査会は、会長が招集する。**

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。  
不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(新設)

**第四十四条の六 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。**

合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議

決をもつて不服審査会の議決とする。

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第一項において準用する障害者自立支援法第一百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の八 都道府県が法第五十六条の五の五第一項において準用する障害者自立支援法第一百三条第一項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

## 第七章 雜則

（新設）

## 第六章 雜則

第四十五条 地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第一百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

（略）

第四十五条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第五十九条の四第一項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第一百七十四条の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。

（略）

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一

号及び第一号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第一項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第一節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十三の規定による質問等、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十六の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とす。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

号及び第一号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第一項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十三の規定による質問等、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十六の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とす。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

号及び第一号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、法第十八条の八第一項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の四の規定による質問等及び法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十三の規定による質問等、児童相談所設置市が行う家庭的保育事業に係る法第三十四条の十六の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十六条の七の規定による支援並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とす。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

の場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

（略）

第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第一項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号口」とあるのは「前条第一項第一号口」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求める」とがで  
きる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第二十四条の五第一項及び第二十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第一項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「

（略）

第一項及び第二項の場合においては、法第十二条第一項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号口」とあるのは「前条第一項第一号口」と、法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求める」とがで  
きる。」とあるのは「職務を行う。」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「児童相談所設置市の区域以外の区域」と、法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、第五条第一項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「児童相談所設置市である」と、「その他の二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「

児童相談所設置市である」と、「その他の者」とあるのは「その他  
の者（児童相談所設置市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあ  
るのは「児童相談所設置市の市長を」と、第三十八条中「児童福祉  
施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く  
。）」と読み替えるものとする。

児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十  
四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活  
援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の  
質問等に関する規定、法第三十四条の六の規定による障害児通所支  
援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の  
制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、法第三  
十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事  
業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の  
十七第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業につい  
ての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第  
三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事  
の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設  
についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

#### 附 則

（削除）

児童相談所設置市がその事務を処理するに当たつては、法第三十  
四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居  
型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法  
第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居  
型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関  
する規定、法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定に  
よる一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定  
、法第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭  
的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四  
十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設につい  
ての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定に  
よる児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、  
適用しない。

#### 附 則

第五十条の二 法第六十三条の三の一第二項の規定による技術的読替  
えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二 次条第六項	第六十三条の三の一第一項の規定により適用	

				次条第四項	される次条第六項
第二十四条の三	前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される次条第四項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項
第二十四条の三	前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項
第一項					
第二十四条の三	前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項
第十項					
第二十四条の五	前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される前条第一項
第一項					
第二十四条の七	第二十四条の二第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される第二十四条の二第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される第二十四条の二第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される第二十四条の二第一項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される第二十四条の二第一項
第一項					
第二十四条の三第七項	第六十三条の三の二 第三項の規定により適用される第二十四条の三第七項				
前項に定めるもののほか、法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者（以下「加齢児」という。）が生活療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する生活療養をいう。）に係る障害児施設医療を受ける場合における法第六十三条の二第三項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二十四条の二	食事療養（健康保険法	生活療養（健康保険法	生活療養（健康保険法	生活療養（健康保険法	生活療養（健康保険法

(削除)

十第一項第一号	(大正十一年法律第七 十号) 第六十三条第二 項第一号に規定する食 事療養をいう。	生活療養に 規定期限内に規定する生活療養標準負 担額	生活療養に 規定期限内に規定する生活療養標準負 担額
第二十四条の二 十第一項第二号	第八十五条第二項に規 定する食事療養標準負 担額	第八十五条第一項に規 定する生活療養標準負 担額	第八十五条第一項に規 定する生活療養標準負 担額

第五十条の二の二 加齢児に係る第二十七条の一第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同項第二号中「通常の場合」とあるのは、「通常の場合及び二十歳以上の加齢児（法第六十三条の三の一第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができる」とされた者をいう。以下この項において同じ。）」と、「であるもの」とあるのは、「であるもの又は施設給付決定保護者（指定知的障害児施設等に通う加齢児に限る。）であつて、当該施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属するその配偶者について指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第一百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの」と、同項第二号中「に限る」とあるのは、「に限り、加齢児を除く」とする。

指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者（指定知的障害児施設等に通う者を除く。）を除く。）に関する第二十七条の二第一項第四号の規定の適用については、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定障害者とみなす。

(削除)

加齢児に係る第二十七条の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「掲げる者に限る」とあるのは「掲げる者に限り、加齢児（法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。次項において同じ。）を除く」と、同条第四項中「施設給付決定保護者（）」とあるのは「施設給付決定保護者（加齢児を除き、）とする。

第五十条の三 加齢児に係る第二十七条の十一の規定の適用について  
は、同条第一項中「通常の場合を除く」とあるのは、「通常の場合を除き、加齢児（法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。）にあつては、二十歳未満の者に限る」とする。

加齢児に係る障害児施設医療費の支給に関する法第二十四条の二十一の政令で定める給付及び同条の政令で定める限度は、第二十七条の十二の表中「保険外併用療養費」とあるのは「入院時生活療養費、保険外併用療養費」と、「国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による家族療養費」とあるのは「国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費」として同条の規定を適用するほか、次の表の上欄に掲げる給付及び下欄に掲げる限度とする。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第二百四十三号）の規定に

よる療養補償

受けれる」とができる給付

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費  
介護保険法の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付

第五十条の二（略）

第五十条の三（略）

第五十条の四（略）

第五十条の五（略）

第五十条の六削除

第五十条の七（削除）

第五十条の七 平成十八年十月一日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十七条の四第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項、同法附則第二十一条第二項又は同法附則第二十二条第四項」とする。

（削除）

第五十条の八 平成二十四年三月三十日までの間、第二十七条の十第一項第一号又は第三号に掲げる施設給付決定保護者のうち、指定知的障害児施設等に入所する加齢児（二十歳未満の者及び指定知

的障害児施設等に通う者を除く。) の障害児施設医療負担上限月額は、同条の規定にかかるず、同条第一項第一号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）新旧対照表

（第三条関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）	（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）	（社会福祉事業の対象者の最低人員の特例）	
第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」とい う。）第一条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとす る。	第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」とい う。）第一条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとす る。	第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」とい う。）第一条第四項第四号の政令で定める事業は、次のとおりとす る。	

一 （略）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二  
十六条に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条  
第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する  
生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規  
定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を  
行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの

一 （略）

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二  
十二条に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同条  
第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する  
生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規  
定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を  
行う事業に限る。）のうち厚生労働省令で定めるもの

（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（随意契約）</p> <p>第一百六十七条の二 地方自治法第一百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者にて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第一百六十七条の二 地方自治法第一百三十四条第一項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者にて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等</p>

の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四九（略）  
24（略）

（児童福祉に関する事務）

第一百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第一号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定

の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四九（略）  
24（略）

（児童福祉に関する事務）

第一百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第一号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定

による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一、第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十二条の五の十の規定による協力その他の市町村に対する必要な援助、同法第二十二条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並

による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一、第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第百七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、指定都市が行う同法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の七の規定による支援並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並

う。）に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の五の五一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、

第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

## 2(6) (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項

びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

## 2(6) (略)

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「小規模住居型児童

及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「都道府県である」と、「その他者」とあるのは「指定都市である」と、「その他者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令による規定、同法第三十四条の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定によ

養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第三項まで並びに第四十六条第一項から第三項まで並びに第四十七条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令による規定、同法第三十四条の十三第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の十六第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定によ

第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

(身体障害者の福祉に関する事務)

第一百七十四条の二十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条の規定による同法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十二条の二第一項の規定による同法第九条第七項に規定する身体障害者福祉司（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者福祉司」という。）の設置、同法第十二条の三第二項の規定による相談援助の委託、指定都市が行う同法第二十六条第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業等（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者生活訓練等事業等」という。）に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が設置する同法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（以下この条及び第一百七十四条の四において「身体障害者社会参加支援施設」という。）に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項

(身体障害者の福祉に関する事務)

第一百七十四条の二十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条の規定による同法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十二条の二第一項の規定による同法第九条第六項に規定する身体障害者福祉司（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者福祉司」という。）の設置、同法第十二条の三第二項の規定による相談援助の委託、指定都市が行う同法第二十六条第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業等（以下この条及び第一百七十四条の四十九の四において「身体障害者生活訓練等事業等」という。）に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が設置する同法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（以下この条及び第一百七十四条の四において「身体障害者社会参加支援施設」という。）に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項

る児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~6 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第百七十四条の三十の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）及び知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による同法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条及び第百七十四条の四十九の八において「知的障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十三条第一項の規定による同法第九条第六項に規定する知的障害者福祉司（以下この条及び第百七十四条の四十九の八において「知的障害者福祉司」という。）の設置及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~5 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~6 (略)

(知的障害者の福祉に関する事務)

第百七十四条の三十の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）及び知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による同法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条及び第百七十四条の四十九の八において「知的障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十三条第一項の規定による同法第九条第五項に規定する知的障害者福祉司（以下この条及び第百七十四条の四十九の八において「知的障害者福祉司」という。）の設置及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2~5 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の三十二 地方自治法第一百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第七十九条各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第八十三条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第八十五条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第八十六条第一項の規定による質問等及び同法第八十七条第一項の規定による事務を除く。）とする。この特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

（略）

3 2 第一項の場合においては、障害者自立支援法第十一条第一項中「自立支援給付に関する」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療及び同条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関する」と、同条第二項中「、自立

第一百七十四条の三十二 地方自治法第一百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、指定都市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十二条第一項の規定による質問等、同法第八十五条第一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に係る同法第八十七条第一項の規定による質問等及び同法第八十五条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に係る同法第八十六条第一項の規定による事務を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

（略）

3 2 第一項の場合においては、障害者自立支援法第十一条第一項中「自立支援給付に関する」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療及び同条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関する」と、同条第二項中「、自立

支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項(同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「」とに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項(同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」といふ。)とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」とあるのは「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同法第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス

支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」といふ。)とあるのは「指定自立支援医療費及び基準該当療養介護医療費(以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。)」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」とあるのは「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、障害者自立支援法施行令第四十三条の四第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市の市長を除く。)」と読み替えるものとする。

事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第一項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者自立支援法施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 4 (略)

##### （精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務）

第一百七十四条の三十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十五号）並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二百五十五条の規定による精神科病院の設置、同法第十九条の十一の規定による精神科救急医療の確保及び

#### 4 (略)

##### （精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務）

第一百七十四条の三十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十五号）並びに発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二百五十五条の規定による精神科病院の設置及び同法第四十九条第三項の規定による技術的事項についての

同法第四十九条第三項の規定による技術的事項についての協力等並びに発達障害者支援法第十条第一項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

#### 2／4 (略)

5 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第五条、第六条の二、第八条第一項及び第三項、第九条第三項、第十条第三項並びに第十条の二第二項並びに発達障害者支援法第五条第五項の規定は、これを適用しない。

#### 6 (略)

##### (児童福祉に関する事務)

第一百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

協力等並びに発達障害者支援法第十条第一項の規定による就労のための準備に係る措置に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項から第六項までにおいて特別の定めがあるものを除き、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び同令並びに発達障害者支援法中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

#### 2／4 (略)

5 第一項の場合においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第五条、第六条の二、第八条第一項及び第三項、第九条第三項、第十条第三項並びに第十条の二第二項並びに発達障害者支援法第五条第五項の規定は、これを適用しない。

#### 6 (略)

##### (児童福祉に関する事務)

第一百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第一百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一 児童福祉法第六条の四第一項の規定による里親の認定に関する事務

二・八 (略)

九 児童福祉法第二章第二節第一款及び第二款の規定による同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務

十 児童福祉法第二章第一節第三款（同法第二十四条の十九の一において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務

十一 児童福祉法第二章第四節（第三款を除く。）及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定による同法第五十条第六号の四に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務

十二・十三 (略)

十四 児童福祉法第二章第七節の規定による被措置児童等虐待の防止等に関する事務

十五 児童福祉法第三十四条の三及び第三十四条の四の規定による届出、同法第三十四条の五の規定による質問等並びに同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十六 中核市が行う児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等

十七 中核市が行う児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等

十八・二十二 (略)

二十三 児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

一 児童福祉法第六条の三第一項の規定による里親の認定に関する事務

二・八 (略)

九 児童福祉法第二章第四節、第五十七条の二から第五十七条の四まで及び第六十三条の三の二の規定による同法第五十条第六号の四に規定する障害児施設給付費等の支給に関する事務

十・十一 (略)

十二 児童福祉法第二章第六節の規定による被措置児童等虐待の防止等に関する事務

十三 児童福祉法第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の三の規定による届出、同法第三十四条の四の規定による質問等及び同法第三十四条の五の規定による制限又は停止の命令に関する事務

十四 中核市が行う児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業に係る同法第三十四条の十三の規定による質問等

十五 中核市が行う児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業に係る同法第三十四条の十六の規定による質問等

十六・二十一 (略)

二十一 児童福祉法第六十三条の二及び第六十三条の三の規定による措置等に関する事務

二十一～二十六（略）

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 第百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「

二十二～二十四（略）

2 前項の場合においては、児童福祉法第三十五条第三項及び第六項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第二号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同条第三号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「中核市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（中核市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「中核市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）」とする。

3 第百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「

同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十二条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十一条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八条第一項及び第三項並びに第三項並びに」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十一条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項」とあるのは「第一百五十二条の十九第一項」とあるのは「第一百五十二条の二十一第二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」との都道府県知事の命令に関する規定、「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

#### (社会福祉事業に関する事務)

第一百七十四条の四十九の七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する社会福祉事業に関する事務は、社会福祉法第七章及び第八章の規定により、都道府県が処理することとされている事務（中核市が経営する社会福祉事業に係る同法第七十条の規定による検査及び調査に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、これらの章中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十二条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十一条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項」とあるのは「第一百五十二条の十九第二項」とあるのは「第一百五十二条の二十一第二項」と、「児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第一百七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

#### (社会福祉事業に関する事務)

第一百七十四条の四十九の七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する社会福祉事業に関する事務は、社会福祉法第七章及び第八章の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、これらの章中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

#### 一 中核市が経営する社会福祉事業に係る社会福祉法第七十条の

規定による検査及び調査に関する事務

二　社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業に係る同法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の制限又はその停止の命令に関する事務

2・3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 地方自治法第一百五十二条の二十二  
第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十二条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十二条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十三条第一項各号に掲げる事業に係る質問等、同法第八十二条第一項の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十二条第一項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第八十六条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

規定による検査及び調査に関する事務

二　社会福祉法第二条第三項第七号に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業に係る同法第七十二条第二項の規定による社会福祉事業の制限又はその停止の命令に関する事務

2・3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 地方自治法第一百五十二条の二十二  
第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者自立支援法第二章第一節及び第三節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者自立支援法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十二条第一項の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

前項の場合においては、障害者自立支援法第八条第一項中「自立支援給付を」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第九条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十条第一項中「、自立支援給付」とあるのは「、自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「1」というとあるのは「1」という。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」

前項の場合においては、障害者自立支援法第八条第一項中「自立支援給付を」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）を」と、同条第二項中「自立支援医療費」とあるのは「自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第九条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十条第一項中「、自立支援給付」とあるのは「、自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十一條第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「1」というとあるのは「1」という。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」

府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第一項中「申請」とあるのは「申請（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同条第二項中「医療機関（）とあるのは「医療機関（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第六十六条第一項中「精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療」とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設（以下この条において「公費負担医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」といふ。）とあるのは「及び自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」といふ。）とあるのは「指定期間（第七十条第二項において準用する場合を含む。）十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）と、同法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第一項及び第四項中「及び都道府県」とある」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）と、同令第四十三条

とあるのは「自立支援医療（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設（以下この条において「公費負担医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」といふ。）とあるのは「及び自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第七十三条第一項中「指定期間（第七十条第二項において準用する場合を含む。）十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）と、同法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第一項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）と、同令第四十三条

のは「、都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いずれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者自立支援法施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」と、同令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

の四第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第一項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

3  
(略)

3  
(略)

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）新旧対照表

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）	（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）	（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）
第十二条（略）	2（略）	2（略）
3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
4・5（略）	4・5（略）	4・5（略）
（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）	（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）	（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）
第十三条（略）	2（略）	2（略）
3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
4・5（略）	4・5（略）	4・5（略）

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）新旧対照表

(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(判定書の交付)	
第九条 (略)	第二条 身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十一条第一項第二号ハ及びニに掲げる業務を行つた場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。	第二条 身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（以下「法」という。）第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第十一条第一項第二号ハ及びニに掲げる業務を行つた場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。
第九条 (略)	(身体障害者手帳交付台帳)	(身体障害者手帳交付台帳)
2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その	2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十二項に規定する障害者支援施設（第四項において「障害者支援施設」という。）に入所したとき及び生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その	

居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

### 3～7（略）

#### （居宅介護等に関する措置の基準）

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

#### （生活介護等に関する措置の基準）

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

#### （短期入所に関する措置の基準）

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法

居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

### 3～7（略）

#### （居宅介護等に関する措置の基準）

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

#### （生活介護等に関する措置の基準）

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

#### （短期入所に関する措置の基準）

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法

第五条第八項に規定する短期入所（以下この条において「短期入所」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができると施設を選定して行うものとする。

（共同生活介護等に関する措置の基準）

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

第五条第九項に規定する短期入所（以下この条において「短期入所」という。）の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができると施設を選定して行うものとする。

（共同生活介護等に関する措置の基準）

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十条 選挙の当日法第四十八条の一第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十

現 行

（投票用紙及び投票用封筒の請求）

第五十条 選挙の当日法第四十八条の一第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十

四号) 第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

## 2／7 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第五十 条第一	(略)	(略)	(略)
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、	もの又は船舶、病院、老人ホーム(	ものは	

四号) 第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所(独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十一号)第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

## 2／7 (略)

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項 第五十 条第一	(略)	(略)	(略)
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、	もの又は船舶、病院、老人ホーム(	ものは	

特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者による養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施

特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者による養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五条第十三項に規定する障害者支援施

2 ・ 3	(略)	設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第二百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、监置场、留置施設、少年院若しくは妇人补导院において投票をしようとするものは
	(略)	

2 ・ 3	(略)	設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。)、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。)、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第二百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、监置场、留置施設、少年院若しくは妇人补导院において投票をしようとするものは
	(略)	

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十一年政令第百三十五号）新旧対照表

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（投票用紙及び投票用封筒の請求）	
<p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四</p>	<p>第六十四条 国民投票の当日法第六十条第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。以下この節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四</p>

十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録される投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2~6 (略)

(在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第一百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第六十 四条第 一項	(略) もの又は船舶、病院、老人ホーム（ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百 三十三号）第五条の三に規定する老 人短期入所施設、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム及び軽費老人ホ ーム並びに同法第二十九条に規定す る有料老人ホームをいう。以下この	(略) ものは	(略)

十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、その登録される投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2~6 (略)

(在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第一百三条 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第六十 四条第 一項	(略) もの又は船舶、病院、老人ホーム（ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百 三十三号）第五条の三に規定する老 人短期入所施設、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム及び軽費老人ホ ーム並びに同法第二十九条に規定す る有料老人ホームをいう。以下この	(略) ものは	(略)

節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節

節において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この節において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この節

2 ・ 3 (略)	(略)	(略)
		<p>において同じ。)、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。)、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>

2 ・ 3 (略)	(略)	<p>において同じ。)、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この節において同じ。)、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第二百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは</p>
	(略)	

地方税法施行令（昭和二十五年政令第一二百四十五号）新旧対照表

（第八条関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
（障害者の範囲）			
第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	第七条 法第二十三条第一項第九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者	一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
一二七（略）	一二七（略）	一二七（略）	一二七（略）
（特別障害者の範囲）	（特別障害者の範囲）	（特別障害者の範囲）	（特別障害者の範囲）
第七条の十五の八 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。	第七条の十五の八 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。	第七条の十五の八 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。	第七条の十五の八 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。
一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者	一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者	一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者	一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
一二六（略）	一二六（略）	一二六（略）	一二六（略）
（法第七十三条の四第一項第四号の一の政令で定める者等）	（法第七十三条の四第一項第四号の一の政令で定める者等）	（法第七十三条の四第一項第四号の一の政令で定める者等）	（法第七十三条の四第一項第四号の一の政令で定める者等）

第三十六条の八（略）

2 法第七十三条の四第一項第四号の一に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の一に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産  
二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センターの用に供する不動産

三（略）

（法第七十二条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十（略）

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一～五（略）

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第

二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規

第三十六条の八（略）

2 法第七十三条の四第一項第四号の一に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産  
二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の一に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設の用に供する不動産

三（略）

（法第七十二条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十（略）

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一～五（略）

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第

二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規

子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十一号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第一項第十号の一の政令で定める者等)

第四十九条の十二（略）

2 法第三百四十八条第一項第十号の一に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舎及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センターの用に供する固定資産

(法第三百四十八条第一項第十号の一の政令で定める者等)

第四十九条の十二（略）

2 法第三百四十八条第一項第十号の一に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舎及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の一に規定

模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の一に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設の用に供する固定資産

### 三 (略)

(法第三百四十八条第一項第十号の六の政令で定める者等)

#### 第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第一項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

#### 一〇九 (略)

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第一条第三項第一号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の一に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十一号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第三百四十八条第一項第十号の六の政令で定める者等)

#### 第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第一項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

#### 一〇九 (略)

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第一条第三項第一号に掲げる放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の一に掲げる相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の一に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十一号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第七百一条の三十一第一項第五号の障害者)

第五十六条の十七 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する政

(法第七百一条の三十一第一項第五号の障害者)

第五十六条の十七 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する政

令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、障害者職業センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 (略)

(法第七百一条の三十四第三項第十号の一の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 法第七百一条の三十四第三項第十号の一に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業

令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、障害者職業センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 (略)

(法第七百一条の三十四第三項第十号の一の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 法第七百一条の三十四第三項第十号の一に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業

、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第一号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業並びに同項第四号の一から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第一号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業並びに同項第四号の一から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第一百六十四号）新旧対照表

（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第一条（略）	第一条（略）	第一条（略）
2 法第二条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。	2 法第二条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。	2 法第二条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。
3 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第一号に掲げる用に供するものに限る。）とする。 一・一（略）	3 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第一号に掲げる用に供するものに限る。）とする。 一・一（略）	3 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第一号に掲げる用に供するものに限る。）とする。
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、 <u>同条第十三項</u> に規定する自立訓練、 <u>同条第十四項</u> に規定する就労移行支援又は <u>同条第十五項</u> に規定する就労継続支援に限る。）の用 4~8（略）	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、 <u>同条第十四項</u> に規定する自立訓練、 <u>同条第十五項</u> に規定する就労移行支援又は <u>同条第十六項</u> に規定する就労継続支援に限る。）の用 4~8（略）	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、 <u>同条第十四項</u> に規定する自立訓練、 <u>同条第十五項</u> に規定する就労移行支援又は <u>同条第十六項</u> に規定する就労継続支援に限る。）の用 4~8（略）

（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改	正	案
--	---	---	---

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五条第十項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第一項に規定するシルバー人材センター若しくはこ

改

正

前

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五条第十項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十二項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第一項に規定するシルバー人材センター若しくはこ

れらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百一十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四一九（略）  
2~4（略）

れらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百一十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四一九（略）  
2~4（略）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百一十九号）新旧対照表

（第十一條関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
	（介護給付の範囲、金額及び支給方法）	（介護給付の範囲、金額及び支給方法）	
	第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。	第七条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国家公安委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。	
一	（略）	（略）	
二	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	
三	（略）	（略）	
2	（略）	（略）	

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）新旧対照表

（第十一條関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
	（介護給付）	（介護給付）	（介護給付）
	<p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p>	<p>第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随时介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。</p> <p>一 （略）</p>	
二	<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限 る。）</p> <p>三 （略）</p>	<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限 る。）</p> <p>三 （略）</p>	
2			

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）新旧対照表

（第十一條関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
	（介護補償）		
第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は隨時介護をする状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随时介護をする状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随时介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	（傍線部分は改正部分）
一 （略）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	（傍線部分は改正部分）
2 （略）	三 （略）	三 （略）	（傍線部分は改正部分）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）新旧対照表

（第十一條関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（介護補償）	
第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
一 (略)	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
2 三 (略)	2 三 (略)	2 三 (略)

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第一百一十七号）新旧対照表

（第十一條関係）

		改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
		（介護給付の範囲、金額及び支給方法）	（介護給付の範囲、金額及び支給方法）	
		第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。	第五条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金の支給原因となつた障害であつて法務省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随时介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随时介護を受けている場合に、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。	
一	（略）	一 （略）	一 （略）	
二	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限 る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限 る。）	二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限 る。）	
三	（略）	三 （略）	三 （略）	
2	（略）	2 （略）	2 （略）	

関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）新旧対照表

（第十一條関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等）	（関税を免除する身体障害者用の器具の指定等）
第十六条の一（略）	第十六条の一（略）

2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一條第二項第四号若しくは第三項第四号の一若しくは第五号（定義）に規定する事業を経営する國、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなものについては、この限りでない。

2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身体障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一條第二項第三号の二若しくは第四号若しくは第三項第四号の一若しくは第五号（定義）に規定する事業を経営する國、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなものについては、この限りでない。

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）新旧対照表

（第十三条関係）

		(傍線部分は改正部分)	
	改 正 案	現 行	
	(延滞金を免除することができる範囲)	(延滞金を免除することができる範囲)	
第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。		第三十四条 法第三十三条第三項に規定する政令で定める国の債権は、次に掲げる債権とする。	
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する補装具の売渡し又は修理に係る債権	
四・五 (略)	四・五 (略)	四・五 (略)	
2 (略)	2 (略)	2 (略)	

駐車場法施行令（昭和三十一年政令第三百四十号）新旧対照表

（第十四条関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
	（自動車の出口及び入口に關する技術的基準）	（自動車の出口及び入口に關する技術的基準）	
第七条 法第十一條の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口）で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二條第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。	第七条 法第十一條の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口）で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二條第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。	第七条 法第十一條の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口）で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二條第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。	
一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。	一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。	一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。	
イ・口（略）	イ・口（略）	イ・口（略）	
ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）	ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）	ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）	
二 ホ（略）	二 ホ（略）	二 ホ（略）	
ヘ 縱断勾配が十パーセントを超える道路	ヘ 縱断勾配が十パーセントを超える道路	ヘ 縱断勾配が十パーセントを超える道路	
二 （略）	二 （略）	二 （略）	
三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上	三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上	三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上	

の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 (略)

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようになること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いすれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）

一・三メートル

2  
4  
口 (略)

の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 (略)

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようになること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いすれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）

一・三メートル

2  
4  
口 (略)

（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

(職員)	改	正	案	(職員)	現	行
第二条 法第一条第一号イに規定する短時間勤務の官職を占める者は、政令で定める者は、次に掲げる者のうち、各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。				第二条 法第一条第一号イに規定する短時間勤務の官職を占める者は、政令で定める者は、次に掲げる者のうち、各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。		
一次に掲げる官署に勤務する者のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者				一次に掲げる官署に勤務する者のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者		
ハ 国立の病院、療養所、児童自立支援施設及び障害児入所施設				ハ 国立の病院、療養所、児童自立支援施設及び知的障害児施設		
ニ (略)				ニ (略)		
一・四 (略)				一・四 (略)		
2・3 (略)				2・3 (略)		
(無料宿舎を貸与する者の範囲)				(無料宿舎を貸与する者の範囲)		
第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。				第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。		
一次に掲げる官署に勤務する職員のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者				一次に掲げる官署に勤務する職員のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者		
イ (略)				イ (略)		

二 ハ 口 (略)  
木 国立の病院、療養所、児童自立支援施設及び障害児入所施設  
(略)  
一 ハ 口 (略)

二 ハ 口 (略)  
木 国立の病院、療養所、児童自立支援施設及び知的障害児施設  
(略)  
一 ハ 口 (略)

## （第十六条関係）

	改 正 案	現	行	（傍線部分は改正部分）
		（居宅介護等に関する措置の基準）	（居宅介護等に関する措置の基準）	
		<p>第一条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第一項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p>	<p>第一条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第一項に規定する居宅介護、同条第五項に規定する行動援護又は同条第十項に規定する重度障害者等包括支援（以下この条において「居宅介護等」という。）の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p>	
		<p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p>	<p>（生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護、同条第九項に規定する短期入所、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援（以下この条において「生活介護等」という。）の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p>	
		<p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措</p>	<p>（共同生活介護等に関する措置の基準）</p> <p>第四条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活介護等」という。）の措</p>	

置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な共同生活介護等を提供し、又は共同生活介護等の提供を委託して行うものとする。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）新旧対照表

（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
別表第一		別表第一
(六)(一)(五)	イ(略) 口 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人 ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある 者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、 救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設 (主として障害の程度が重い者を入所させるものに限 る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号 ）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短 期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事 業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律 第一百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定す る短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主とし て障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハに おいて「短期入所等施設」という。）	（第一条の二 第二条、第四条の二 第四条の三、第六条 、第九条 第十四条、第十九条、第二十一条 第二十九条の三、第 三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四 第三十 六条関係）

改 正 案		現 行
別表第一		別表第一
(六)(一)(五)	イ(略) 口 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人 ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある 者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、 救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設 (通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設 を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（ 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る 。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号 ）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短 期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事 業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律 第一百二十三号）第五条第九項若しくは第十一項に規定す る短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主とし て障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハに おいて「短期入所等施設」という。）	（第一条の二 第二条、第四条の二 第四条の三、第六条 、第九条 第十四条、第十九条、第二十一条 第二十九条の三、第 三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四 第三十 六条関係）

ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人  
福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホー

(二十七)	<p>ム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入れ所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二（略）</p>
-------	---

(二十七)	<p>ム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入れ所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第七項から第九項まで、第十一項若しくは第十四項から第十七項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二（略）</p>
-------	---

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）新旧対照表

（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（社会福祉施設）	
第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）	第一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）
第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。	第二条第一項第六号に規定する施設は、次に掲げる施設とする。
一〇七（略） (削除)	一〇七（略） <u>八 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの</u>
（特定社会福祉事業）	
第一条 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者自立支援法第七十九条第一項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。	第一条 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める社会福祉事業は、障害者自立支援法第七十九条第一項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス、短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業とする。

豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十一号）新旧対照表

（第十九条関係）

改 正 案		（傍線部分は改正部分）	
		現 行	
（政令で定める公共の施設）		（政令で定める公共の施設）	
第一条 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」といふ。）とする。 一～六（略）	七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	八・九（略）

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）新旧対照表

（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）	（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）
第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。	第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。	
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設又は同法第四十三条に規定する児童発達支援センター	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する知的障害児施設又は同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設	
二 （略）	二 （略）	
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	
四 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院	四 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十三条の二に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設	
五・六 （略）	五・六 （略）	

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）新旧対照表  
(第二十一条関係)

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
2	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第一百一一条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の障害児入所施設及び児童発達支援センター</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（視覚障害者等のための複製等が認められる者）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第一百一一条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p> <p>二（略）</p> <p>（略）</p>	
2			

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第一百一十八号）新旧対照表  
(第二十二条関係)

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
(防音工事の対象となる施設)	(防音工事の対象となる施設)	(防音工事の対象となる施設)	
第七条 法第三条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。	第七条 法第三条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。	第七条 法第三条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。	

一・二 (略)

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

一・二 (略)

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設又は同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

四～八 (略)

九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第一百七十四号）新旧対照表

（第二十三条関係）

改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設又は同条第十三項に規定する障害者支援施設</p>	

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）新旧対照表

（第二十四条関係）

改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
（学校等に類する建築物）		
第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。	第六条 法第五条第一項第四号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。	
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、障害児入所施設、児童発達支援センタ II、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、保育所、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設	
二)四 (略)	二)四 (略)	
五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設	

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）新旧対照表

（第二十五条関係）

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホー</p> <p>ム</p> <p>十五（二十三）（略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十二項に規定する福祉ホー</p> <p>ム</p>	

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）新旧対照表

（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）
十三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。	第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。	第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。
一〇一十三（略）	十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム十五（二十四）（略）	十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十三項に規定する福祉ホーム十五（二十四）（略）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十一号）新旧対照表

（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（対策計画を作成すべき施設又は事業）	（対策計画を作成すべき施設又は事業）
	第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。	第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。
一〇二十三（略）	十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホーム	十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十三項に規定する福祉ホーム

十五（二十四）（略）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）新旧对照表

改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）	（支援給付に係るその他の法令の適用）
第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一～三（略）	一～三（略）	一～三（略）
四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百八十三号）第九条 第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。	四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百八十三号）第九条 第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」とする。	四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百八十三号）第九条 第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」とする。
五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。	五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」とする。	五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の」とする。
六九（略）	六九（略）	六九（略）

十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項（同法第一十四条第三項、第五十一条の五第一項、第五十二条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第十九条第三項（同法第二十四条第三項、第五十二条第一項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の二」とあるのは「第八十四条の三（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。

十三(略)

十四 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十二第一項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

十五  
二十一  
(略)

二十三 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援

十一～十三（略）  
十四 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

十五

二十三 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項、第三十五条第一項及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支

給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十四・二十五（略）

援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十四・二十五（略）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）新旧対照表  
(第二十七条関係)

		(傍線部分は改正部分)	
		現行	改正案
(制限用途)		(制限用途)	
第六条 法第九条第一項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。		第六条 法第九条第一項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。	
一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設		一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設	
二・三 (略)		二・三 (略)	

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）新旧対照表

（第二十八条関係）

	改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
	（貸付けを受けることができる者）	（貸付けを受けることができる者）	
第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次とのおりとする。	第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次とのおりとする。	第二条 法第十二条第一項第一号の政令で定める者は、次とのおりとする。	
一〇三（略）	一〇三（略）	一〇三（略）	
四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条 第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅 介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条 第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第 十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の 就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の 共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うもの に限る。）である医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人 又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項 に規定する特定非営利活動法人	四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条 第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅 介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条 第九項の短期入所、同条第十項の重度障害者等包括支援、同条第 十一項の共同生活介護、同条第十四項の自立訓練、同条第十五項 の就労移行支援、同条第十六項の就労継続支援又は同条第十七項 の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うも のに限る。）である医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法 人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二 項に規定する特定非営利活動法人	四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条 第一項の指定障害福祉サービス事業者（同法第五条第二項の居宅 介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条 第九項の短期入所、同条第十項の重度障害者等包括支援、同条第 十一項の共同生活介護、同条第十四項の自立訓練、同条第十五項 の就労移行支援、同条第十六項の就労継続支援又は同条第十七項 の共同生活援助のうち、厚生労働大臣が定めるサービスを行うも のに限る。）である医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法 人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二 項に規定する特定非営利活動法人	
四の一（略）	四の一（略）	四の一（略）	
四の三 障害者自立支援法第五条第十七項の一般相談支援事業又は 特定相談支援事業を行う施設、同条第二十六項の地域活動支援セ ンター及び同条第二十七項の福祉ホームを設置し、又は経営する 一般社団法人又は一般財団法人	四の三 障害者自立支援法第五条第十八項の相談支援事業を行う施 設、同条第二十二項の地域活動支援センター及び同条第二十三項 の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団 法人	四の三 障害者自立支援法第五条第十八項の相談支援事業を行う施 設、同条第二十二項の地域活動支援センター及び同条第二十三項 の福祉ホームを設置し、又は経営する一般社団法人又は一般財団 法人	
五〇七（略）	五〇七（略）	五〇七（略）	

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）新旧対照表  
(第二十九条関係)

改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	
第一条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。	第一条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。	
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二第一項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター	
二 五（略）	二 五（略）	
六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業の用に供する施設、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十七項に規定する福祉ホーム	六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、 <u>児童デイサービス</u> 、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）又は共同生活援助を行う事業に限る。）若しくは同条第十八項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十三項に規定する福祉ホーム	

七・八（略）

七・八（略）

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）新旧対照表

（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一～八（略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一～八（略）
九 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪及び同法第六十条第一項に規定する罪に係る <u>同法第六十二条の三</u> に規定する罪 十～二十四（略）	九 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）に規定する罪又は当該罪及び同法第六十条第一項に規定する罪に係る <u>同法第五項</u> に規定する罪 十～二十四（略）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第二百七十七号）新旧対照表

（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（障害児養育年金）	
第四条	（略）	（略）
2		
（略）		
3	前項の規定による障害児養育年金の額は、別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
4・5	（略）	（略）
4		
（障害年金）		
第五条	（略）	
2	（略）	
（略）		
3	前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて児童福祉法第四十二条第一号に規定する医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。	3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
4・5	（略）	（略）

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第四十五号)

(第三十二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条 (略)	第一条 (略)
第七条の十五の見出しを「（旧生命保険料の対象とならない保険料）」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金」を「第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金」に改め、同条第一号中「第三十四条第一項第五号ニ」を「第三十四条第八項第一号ニ」に、「次条第三項に規定する保険契約に該当するもの」を「同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」といづ。）」に改め、「損害保険の」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項第五号ニに掲げる保険契約」を「第三十四条第八項第一号ニに掲げる契約」に、「同条第八項第一号」を「同項第六号イ」に、「損害保険契約（次条第三項に規定する保険契約）を「契約（傷害保険契約）に改め、同条第三号を削り、同条を第七条の十五の二とし、同条の次に次の六条を加える。	第七条の十五の見出しを「（旧生命保険料の対象とならない保険料）」に改め、同条中「第三十四条第一項第五号に規定する政令で定める保険料又は掛金」を「第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金」に改め、同条第一号中「第三十四条第一項第五号ニ」を「第三十四条第八項第一号ニ」に、「次条第三項に規定する保険契約に該当するもの」を「同条第一項第五号イに規定する保険金等（第七条の十五の四及び第七条の十五の九において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」といづ。）」に改め、「損害保険の」を削り、同条第二号中「第三十四条第一項第五号ニに掲げる保険契約」を「第三十四条第八項第一号ニに掲げる契約」に、「同条第八項第一号」を「同項第六号イ」に、「損害保険契約（次条第三項に規定する保険契約）を「契約（傷害保険契約）に改め、同条第三号を削り、同条を第七条の十五の二とし、同条の次に次の六条を加える。
(新生命保険料等の金額から控除する剩余金等の額)	(新生命保険料等の金額から控除する剩余金等の額)
第七条の十五の三 法第三十四条第一項第五号イ(1)(2)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同	第七条の十五の二 法第三十四条第一項第五号イ(1)(2)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第一号に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等が他の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同

じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剩余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剩余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第三十四条第一項第五号ロ(ニ)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等(当該介護医療保険契約等が他の保険契約(共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該介護医療保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剩余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該介護医療保険契約等に基づき分配を受けた割戻金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該介護医療保険契約等に係る同条第一項第五号ロに規定する介護医療保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(ニ)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等(当該新個人年金保険契約等が他の

じ。)に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。)に基づき分配を受けた剩余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた割戻金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新生命保険契約等に係る同条第一項第五号イに規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第三十四条第一項第五号ハ(ニ)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前年において同条第八項第四号に規定する新個人年金保険契約等(当該新個人年金保険契約等が他の

保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剩余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剩余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号口に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 疾病にかかつたこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号口に規定する医療費その他の費用を支払ったこと。
- 二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）
- 三 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなつたこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号口に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新個人年金保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剩余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新個人年金保険契約等に基づき分配を受けた剩余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、同年中に支払った当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうちに当該新個人年金保険契約等に係る同条第一項第五号ハに規定する新個人年金保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第七条の十五の四 法第三十四条第一項第五号口に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 疾病にかかつたこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号口に規定する医療費その他の費用を支払ったこと。
- 二 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）
- 三 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなつたこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五の五 法第三十四条第一項第五号口に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号口に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

(地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛け金)

第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛け金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金のうち、次に掲げる保険料又は掛け金とする。

一 法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害(次号において「地震等損害」といふ。)により臨時に生ずる費用、

同項第五号の三に規定する資産(次号において「家屋等」という。)の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛け金

二 一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等(当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百六十四号)第二条に規定する金額以上とされているものを除く。)においてイに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされる場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金(前号に掲げるものを除く。)

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額(当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われる

一 法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二 法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号口に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛け金

(地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛け金)

第七条の十五の六 法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛け金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金のうち、次に掲げる保険料又は掛け金とする。

一 法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害(次号において「地震等損害」といふ。)により臨時に生ずる費用、

同項第五号の三に規定する資産(次号において「家屋等」という。)の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛け金

二 一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等(当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百六十四号)第二条に規定する金額以上とされているものを除く。)においてイに掲げる額の口に掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされる場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛け金(前号に掲げるものを除く。)

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額(当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われる

「ことされている保険金又は共済金の限度額）

口 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合には、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の七 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
- 二 第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第二項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者
- 三 第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者
- 四 第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ一の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

「ことされている保険金又は共済金の限度額）

口 火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合には、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の七 法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

- 一 第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者
- 二 第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第二項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者
- 三 第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者
- 四 第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ一の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五 第七条第五号又は第六号に掲げる者

六 第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(承認規定等の範囲)

第七条の十五の八 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第一項、第一百七条第一項、第一百条の二第三項、第一百十一条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項及び第七十五条第一項の規定とする。

2 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第一百七条第一項、第一百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第一百十一条第一項の規定とする。

五 第七条第五号又は第六号に掲げる者

六 第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

(承認規定等の範囲)

第七条の十五の八 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第一百七条第一項、第一百十条の二第三項、第一百十一条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項及び第七十五条第一項の規定とする。

2 法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第一百七条第一項、第一百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第一百十一条第一項の規定とする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令  
(平成二十三年政令第百三十一号) 新旧対照表

(第三十三条関係)

改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
<p>(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十一条の二十一第一項の中核市（以下この条において「中核市」といつ。）の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の一第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害</p>	<p>(都道府県及び市町村以外の者が設置した社会福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る国の補助)</p> <p>第三条 法第四十八条第三項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十一条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」といつ。）の区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。次項において同じ。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の一第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援センター（以下この項において「小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設（以下この項において「身体障害者社会参加支援施設」という。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害</p>	

者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

- 一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数に対する東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設（その復旧に要する費用の額が六十万円未満のものを除く。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という。）の数の割合が十分の一以上であること。
- 二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設又は一事業所当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 (略)

者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム若しくは障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設（以下この項において「障害者支援施設等」という。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設（以下この項において「授産施設」という。）ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

- 一 当該区域における小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設の数に対する東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた小規模多機能型居宅介護事業所等、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設等又は授産施設（その復旧に要する費用の額が六十万円未満のものを除く。次号において「被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設」という。）の数の割合が十分の一以上であること。
- 二 当該区域における被災小規模多機能型居宅介護事業所等、被災身体障害者社会参加支援施設、被災障害者支援施設等又は被災授産施設の復旧に要する費用の一施設又は一事業所当たりの平均額が八十万円以上であること。

2 (略)

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第一百九号）新旧対照表

（第三十四条関係）

改 正 案	現 行	（傍線部分は改正部分）
<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p><u>第一条 児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十日までの間（以下「特例対象期間」といふ。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」といふ。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」といふ。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第一号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支</u></p>	<p>（児童福祉法施行令の特例）</p>	

援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第二号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十五条の十一第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額及び同条第一項第一号イから二までに掲げる区分に応じそれぞれイから二までに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イから二までに掲げる区分に応じそれぞれイから二までの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、同令第二十五条の十一第一項第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第一項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

3 児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等

の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令第二十七条の一に規定する障害児入所支援負担上限月額及び同令第二十七条の四第一項の高額障害児入所給付費算定基準額については、同令第二十七条の一及び第二十七条の五の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十七条の二第二号中「指定入所支援（法第二十四条の一第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第三号中「指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」とあるのは「者」が「指定入所支援」とあるのは「者が指定入所支援（法第二十四条の一第一項に規定する指定入所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十七条の五の規定にかかわらず、当該額とする。

日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十一年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十一年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者（第三条第一項及び第三項において「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の一第一項に規定する負担上限月額及び同令第二十七条の四第一項の高額障害児施設給付費算定基準額については、同令第二十七条の一第一項及び第二十七条の五の規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、同項第三号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、「者が指定施設支援」とあるのは「者が指定施設支援（法第二十四条の一第一項に規定す

4 | 口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の十三第一項に規定する障害児入所医療負担上限月額及び同条第一項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十七条の二(第二号中「指定入所支援」の属する年度(「指定入所支援」の属する月が四月から六月までの場合は、「前年度」)とあるのは「平成二十二年度」と、同令第二十七条の十三第一項第三号中「指定入所支援」の属する年の前年(「指定入所支援」の属する月が一月から六月までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。)とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定入所支援」のあつた月の属する年の前年(「当該指定入所支援」のあつた月の属する年の前年(「当該指定入所支援」の属する年)とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定入所支援」のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第一項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

2 | 口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額及び同条第一項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十七条の二(第一項第四号中「指定施設支援」の属する年度(「指定施設支援」の属する月が四月から六月までの場合は、「前年度」)とあるのは「平成二十二年度」と、同令第二十七条の十一第一項第三号中「指定施設支援」の属する年の前年(「指定施設支援」の属する月が一月から六月までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。)とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定施設支援」のあつた月の属する年の前年(「当該指定施設支援」の属する年)とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定施設支援」のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第一項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

#### (障害者自立支援法施行令の特例)

第三条 障害者自立支援法第五条第一項に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一

#### (障害者自立支援法施行令の特例)

第三条 障害者自立支援法第五条第十八項第一号に規定する支給決定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一

の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七条及び第四十三条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七条第一号イ中「指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

障害者自立支援法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者が保護者である同法第四条第一項に規定する障害児又はその者と生計を一にする障害者自立支援法施行令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該障害児又は当該支給認定基準世帯員に係る手当金等の交付を含む。)を

の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額及び同令第四十三条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額については、同令第十七条及び第四十三条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第十七条第一号イ中「指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同号ロ及び同条第三号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第四号中「指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十一年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。)と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第四十三条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にあ  
る者に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担  
上限額及び同令第二十条第一項の高額障害福祉サービス費算定基  
準額については、同令第十七条第一項及び第二十一条の規定により  
定める額が、それぞれ、同項第一号イ中「指定障害福祉サービス等  
(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。  
以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等の  
あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とある  
のは「平成二十一年度」と、同号ロ及び同項第三号中「指定障害福  
祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等の  
あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とある  
のは「平成二十一年度」と、同項第四号中「指定障害福祉サービス  
等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が  
四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成  
二十一年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者  
が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障  
害福祉サービス等をいつ。)」と読み替えた場合におけるこれらの  
規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十一条の規  
定にかかわらず、当該額とする。

同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にあ  
る者に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担  
上限額及び同令第二十条第一項の高額障害福祉サービス費算定基  
準額については、同令第十七条第一項及び第二十一条の規定により  
定める額が、それぞれ、同項第一号イ中「指定障害福祉サービス等  
(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。  
以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等の  
あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とある  
のは「平成二十一年度」と、同号ロ及び同項第三号中「指定障害福  
祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等の  
あつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とある  
のは「平成二十一年度」と、同項第四号中「指定障害福祉サービス  
等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が  
四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成  
二十一年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者  
が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障  
害福祉サービス等をいつ。)」と読み替えた場合におけるこれらの  
規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十一条の規  
定にかかわらず、当該額とする。

受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る同令第三十五条に規定する負担上限月額については、同条の規定により定める額が、同条第一号及び第三号中「指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、同条第四号中「指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

3 障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第一項において準用する同法第五十八条第三項第一号の当該支給決定障害者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第一項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれイからの規定により定める額が、それぞれ、同項第一号中「指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第一項に規

受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る同令第三十五条第一項に規定する負担上限月額については、同項の規定により定める額が、同項第一号及び第三号中「指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十一年度」と、同項第四号中「指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合における同項の規定により定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

3 障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額及び同条第一項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれイからの規定により定める額が、それぞれ、同項第一号中「指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第一項に規

定する指定障害福祉サービス事業者等をいつ。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当施設から受けた法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療等をいつ。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）とあるのは「平成二十一年度」と、同項第二号中「指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等をいつ。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当施設から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいつ。）をいつ。以下同じ。）と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいつ。）から受けた当該指定に係る療養介護医療（第二項において「指定療養介護医療」という。）又は基準該当事業所（法第三十条第一項第一号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当施設（同号口に規定する基準該当施設をいつ。）から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当施設をいつ。）とある第三項において同じ。）のあつた月の属する年度（指定療養介護医療等のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）とあるのは「平成二十一年度」と、同項第二号中「指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年（指定療養介護医療等のあつた月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等（指定障害福祉サービス事業者等をいつ。）から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいつ。）若しくは基準該当施設から受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいつ。）をいつ。以下同じ。）と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

(削除)

(児童福祉法施行令の特例に関する経過措置)

第二条 第一条第一項の規定は、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（次項において「指定施設支援」という。）のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額について適用する。

2 第一条第二項の規定は、指定施設支援のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害児施設医療負担上限月額及び児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)

第一条 (略)

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

第三条 (削除)

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

第三条 (略)

第四条 第三条第一項の規定は、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害福祉サービス費算定基準額について適用する。

2 第三条第一項の規定は、障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

第三条第二項の規定は、障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。

2 第三条第三項の規定は、障害者自立支援法第四十二条の四第一項第一号に規定する指定療養介護医療等のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額について適用する。

3 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第十九項に規定

4 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第十九項に規定

する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十二条の三に規定する政令で定める額について適用する。

する補装具の購入又は修理のあつた月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十二条の三に規定する政令で定める額について適用する。

津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百一十六号）新旧対照表  
(第三十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

(避難促進施設) 第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。	(避難促進施設) 第十九条 法第七十一条第一項第二号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
改 正 案	現 行
<p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供的施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供的施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センターその他これらに類する施設</p> <p>一・三 (略)</p>

厚生労働省組織令（平成十二年政令第一二百五十一号）新旧対照表  
(第三十六条関係)

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
	(企画課の所掌事務)		
第一百九条	企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一～五	(略)	一～五	(略)
六	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
七	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
八～十一	(略)	六～九	(略)
十二	障害者自立支援法の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るために用具の給付及び貸与に関すること。	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るために用具の給付及び貸与に関すること。	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十一号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るために用具の給付及び貸与に関すること。
十三～十七	(略)	十一～十五	(略)
	(国立児童自立支援施設)	(国立児童自立支援施設)	
第一百四十五条	国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。	国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。	国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	児童福祉法第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導をするものを入所させて、その自立支援を行つこと。	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導をするものを入所させて、その自立支援を行つこと。	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十四条に規定する児童であつて同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導をするものを入所させて、その自立支援を行つこと。
二	(略)	二	(略)
2	(略)		

地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）新旧対照表

（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（他の法令の準用）	
第十三条（略）		第十三条（略）
2（略）		2（略）
3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。		3 次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。
一〇六（略）		一〇六（略）
七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の七	七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の四	七 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の四
4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者自立支援法施行令第四十三条の七の規定を準用する場合においては、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。	4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者自立支援法施行令第四十三条の四の規定を準用する場合においては、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。	4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者自立支援法施行令第四十三条の四の規定を準用する場合においては、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。
5（略）		